

下水道施設特記仕様書

桑名市上下水道部

目 次

第1条	目的	2/76
第2条	業務対象施設	2/76
第3条	業務内容	3/76
第4条	調整及び整備	4/76
第5条	補修及び修繕	4/76
第6条	業務形態	4/76
第7条	監視・運転業務	4/76
第8条	巡回点検・保守点検業務	5/76
第9条	環境整備業務	5/76
第10条	物品管理業務	5/76
第11条	待機体制	5/76
第12条	緊急対応業務	6/76
第13条	ごみ分別運搬業務	6/76
第14条	設備仕様及び運転管理業務以外の業務等	6/76
第15条	小塗装	8/76
第16条	下水道事務所	8/76
第17条	下水道従事者	8/76
第18条	業務履行計画書	8/76
第19条	業務履行届出書	9/76
第20条	負担経費	9/76
第21条	貸与品の台帳	10/76
別記1	施設・設備概要	11/76
別記2-1	施設運転監視要領	32/76
2-2	操作規程	36/76
2-3	巡回点検・保守点検要領	48/76
別記3	運転管理業務以外の業務の要領書	57/76
1	消防設備点検業務要領書	57/76
2	クレーン保守点検業務要領書	61/76
3	植栽管理業務要領書	63/76
4	土壌脱臭設備保守管理業務要領書	68/76
5	地下重油貯蔵タンク漏洩点検業務要領書	69/76
6	スカム除去業務要領書	69/76
7	オイル交換作業要領書	70/76
8	ごみ分別運搬要領書	72/76
	運転管理要求水準書	74/76

(目的)

第1条 本仕様書は、桑名市上下水道部が管理する下水道施設の運転維持管理及び巡視点検において、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な履行を図ることを目的とする。

(業務対象施設)

第2条 業務対象施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

I. (汚水)

(1) 中継ポンプ場管理センター	桑名市松ノ木7丁目 地内
(2) 大山田第一中継ポンプ場	桑名市野田6丁目 地内
(3) 大山田第二中継ポンプ場	桑名市野田4丁目 地内
(4) 大山田第三中継ポンプ場	桑名市松ノ木5丁目 地内
(5) 大山田第四中継ポンプ場	桑名市藤が丘7丁目 地内
(6) 大山田第五中継ポンプ場	桑名市大字額田 地内
(7) 蓮花寺第二中継ポンプ場	桑名市大字蓮花寺字皿ヶ谷 地内
(8) マンホールポンプ	95箇所 (桑名地区25箇所・多度地区70箇所)

II. (雨水)

(9) 香取ポンプ場	桑名市多度町香取 地内
(10) 下深谷ポンプ場 下深谷第二ポンプ場	桑名市大字下深谷部字長儘 地内
(11) 城之堀ポンプ場	桑名市大字下深谷部字城之堀 地内
(12) 甚内ポンプ場	桑名市大字福島 地内
(13) 福島ポンプ場	桑名市大字桑名字砂割 地内
(14) 住吉ポンプ場	桑名市船馬町地先
(15) 江場ポンプ場 東・西	桑名市大字江場字正金縄 地内
(16) 城南ポンプ場	桑名市太平町 地内
(17) 揖斐川城南排水機場	桑名市太平町 地内
(18) 西別所ポンプ場	桑名市大字繁松新田字西ノ割 地内
(19) 第三農住ポンプ場	桑名市福島新町 地内
(20) 寿農住ポンプ場	桑名市神成町 地内
(21) 蓮花寺農住ポンプ場	桑名市大字蓮花寺字宇賀 地内
(22) 立花公園排水ポンプ	桑名市立花町 地内
(23) 上野農事用ポンプ	桑名市大字西別所 地内
(24) 大成町水中ポンプ	桑名市大成町北 地内
(25) 東方ゲート	桑名市東方堀江 地内
(26) 福島新町ゲート	桑名市大字東方地内
(27) 福島新町スクリーン	桑名市福島新町 地内

(28) 福江町スクリーン	桑名市福江町 地内
(29) 小野山スクリーン	桑名市小野山 地内
(30) 上野スクリーン	桑名市上野 地内
(31) 中央町スクリーン	桑名市中央町地内
(32) 江場ポンプ場南北スクリーン	桑名市大字江場地内
(33) 伊賀町スクリーン	桑名市伊賀町地内
(34) 深谷野球場東西スクリーン	桑名市大字下深谷部地内
(35) 西別所スクリーン	桑名市大字西別所地内
(36) 西桑名幹線スクリーン 4箇所	桑名市大字東方地内
(37) 三ツ矢橋スクリーン	桑名市三ツ矢橋地内
(38) 上野第2スクリーン	桑名市上野 地内
(39) 養泉寺前スクリーン	桑名市矢田 地内

Ⅲ. (旧施設)

(40) 蓮花寺第一汚水中継ポンプ場	桑名市大字蓮花寺字西広 地内
--------------------	----------------

(業務内容)

第3条 業務の内容は次の通りとし、詳細については別記に記載するものとする。

(1) 通常時の業務

①監視・運転業務

ポンプ場等施設の運転に伴う各機器の監視及び記録その他業務上必要な諸作業

②巡回点検・保守点検業務

ポンプ場等施設の設備機器の定期点検、巡回点検、調整及び整備、消防設備点検、クレーン点検、計装設備点検、軽微な補修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成

③環境整備業務

業務範囲の環境整備（植栽管理含む）及び整理・整頓を行うこと。

④設備機器修繕業務

施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための修繕及び設備関連台帳の作成及び管理

⑤物品管理業務

設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達

(2) 緊急対応業務

豪雨、台風、地震、停電等による緊急事態への対応

(3) ごみ分別運搬業務

(4) 運転管理業務以外の業務

(5) その他発注者が指示する事項

(調整及び整備)

第4条 受注者は、計測器の調整、給油、消耗部品の交換、清掃及び小塗装等、常に各機器が正常に動作するよう調整及び整備に努めること。

(補修及び修繕)

第5条 受注者は、点検整備により発見した不良箇所、又は事故、故障の発生箇所のうち軽微なものもしくは現場で修繕可能なものについては、修繕内容を発注者と協議したうえで修繕すること。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに発注者に報告し、指示を受けるものとする。

2 受注者は、既存設備、安全対策用設備等のうち簡易な設置・改良については発注者の承諾または、指示によるものとする。

3 前項 1、2 のうち、発注者が必要と認めた場合は、その指示に従い現場状況を写真に記録し、説明図書を付して提出しなければならない。

4 受注者の責による設備等の破損については、受注者が責任を持って修理するものとする。

(業務形態)

第6条 受注者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。(内容については全て業務履行計画書による)

(1) 監視業務	24 時間
(2) 運転業務	必要の都度
(3) 巡回点検業務	計画書による
(4) 保守点検業務	計画書による
(5) 環境整備業務	計画書による
(6) 設備機器修繕業務	必要の都度
(7) 物品管理業務	計画書による
(8) 緊急時対応業務	必要の都度
(9) ごみ分別運搬業務	必要の都度
(10) 運転管理業務以外の業務	必要の都度
(11) 発注者の指示書による業務	必要の都度

(監視・運転業務)

第7条 受注者は、業務の履行に必要な関係法令及び完成図書、取扱説明書に定める運転方法を熟知し、その定めるところに従って監視・運転業務にあたること。

2 監視業務は、甚内ポンプ場内中央監視室にあるポンプ場(香取・下深谷・下深谷第二・城之堀・甚内・福島・住吉・江場(東・西)・西別所)遠方監視制御装置により24時間体制で監視業務を行う。また、中継ポンプ場管理センターにて、大山田中継ポンプ場(第1~第4まで)の監視制御装置により24時間体制で監視業務を行い、汚水施設及び雨水施設の機器設備

運転監視業務を行う。ただし、遠方制御装置で操作が出来ない城南ポンプ場のみ有人監視及び制御とする。

- 3 運転業務は、ポンプ井水位、降雨等の気象状況を勘案し、速やかな運転操作を行うこと。
- 4 受注者は、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置すること。
- 5 受注者は、施設の運転・操作及び監視において異常を発見した場合は、発注者に報告すること。ただし、緊急を要する事態にあつては、直ちに必要な措置を講ずること。
- 6 施設運転監視要領及び操作規程は別記 2-1 及び 2-2 に記載する。

(巡回点検・保守点検業務)

第 8 条 受注者は、ポンプ場等の巡回による点検を行い、運転機器の状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めること。

- 2 受注者は、ポンプ場等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。
- 3 巡回点検・保守点検要領は別記 2-3 に記載する。

(環境整備業務)

第 9 条 受注者は環境整備業務、ポンプ場等の施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保すること。

- 2 清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃機具を使用して行うこと。
- 3 受注者は、発注者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。
- 4 清掃器具等の使用で発注者の備品、物品等に損傷を与えないこと。
- 5 高所にて清掃作業に従事する場合は、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。
- 6 業務範囲の点検通路は、不要物の放置がないよう整理に努めること。

(物品管理業務)

第 10 条 受注者は、施設の運転管理に要する消耗品、油脂類の在庫を管理するとともに的確に調達し、在庫不足により設備運転に影響を与えないこと。

- 2 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響を与えないこと。
- 3 受注者は、納入品及び量等を物品管理報告書に記録すること。

(待機体制)

第 11 条 受注者は、平常時より気象情報及び降雨観測記録並びに放流先河川の水位に注意を払い、流入水の増加及び河川水位の上昇によってポンプ場等の運転が必要と予測される場合には、速やかにポンプ場等の待機体制を確保すること。

- 2 受注者が自主的に待機体制をとった際には、速やかに発注者に連絡すること。
- 3 発注者が待機体制を指示した場合は、受注者は速やかに待機体制をとること。

(緊急対応業務)

- 第 12 条 受注者は、各種気象注意報、警報が発令された場合は、緊急時の体制を確保すること。ただし、緊急時の体制を確保する注意報、警報は発注者及び受注者協議の上決定を行う。
- 2 受注者は、流入水の急増・地震・その他重大事故等の緊急事態が発生した場合、速やかに人員を配備し緊急時の体制を確保すること。
 - 3 急激な降雨等により、ポンプが自動運転した場合及び運転が必要だと考えられる場合は、甚内ポンプ場において遠隔操作体制をとるとともに、直ちに緊急時運転体制にあたること。
 - 4 緊急時の運転等に対して発注者が指示した場合は、発注者の指示にしたがって運転方法の変更その他対応措置を行うこと。
 - 5 受注者は、常に気象情報に注意し、注意報、警報等について各種気象情報を収集し、初動に遅れることなく、業務を履行すること。
 - 6 受注者は、降雨の状態等や一般に提供される降雨レーダの情報等をもとに、各ポンプ場へ人員配置が必要と判断される場合は自らの判断で必要人員を配置し、ポンプ場の運転操作を行うこと。
 - 7 地震、浸水、事故等により樋門の閉鎖やポンプ場の運転ができない状況に陥った場合は、発注者へ緊急連絡を行い、指示に従うこと。
 - 8 その他発注者の指示すること。
 - 9 1年間の緊急対応に要する予定業務時間は 1,500 時間とし、業務量に応じての変更は行わないものとする。

(ごみ分別運搬業務)

- 第 13 条 受注者は単価契約を行った場合は、別記 3-8 で定めるポンプ場及びスクリーン(26 施設)の集塵場等にあるゴミの分別及び運搬を行わなければならない。

(設備仕様及び運転管理業務以外の業務等)

- 第 14 条 本特記仕様書第 3 条に定める業務内容のうち、設備の仕様及び業務要領は別記 1 から別記 2-3 までの通りとする。
- 2 業務の対象は、ポンプ場等の敷地内に存在するすべての施設・設備及び装置・機器、及びポンプ場等敷地から放流渠を含め放流護岸施設(樋門等)までとする。
 - 3 運転管理業務以外の業務要領は別記 3-1~3-8 とおりとする。業務の対象箇所は、次の通りとする。

運転管理業務以外の業務の対象箇所一覧

	消防 点検 業務	クレーン 保守 業務	植栽 管理 業務	土壌 脱臭 設備 保守 管理 業務	地下 重油 貯蔵 タンク 漏洩 点検 業務	スカム 除去 業務	オイル 交換 作業	ごみ 分別 運搬 業務
香取 P	○	○	無	無	○	無	○	○
下深谷 P	○	○	○	無	○	無	○	○
下深谷第 2 P	○	無	無	無	無	無	○	○
城之堀 P	○	無	○	無	○	無	○	○
甚内 P	○	無	無	無	○	無	○	○
福島 P	○	○	○	無	○	無	○	○
住吉 P	○	○	○	無	○	無	○	○
城南 P	○	無	無	無	○	無	○	○
西別所 P	○	○	○	無	○	無	○	○
江場 P	○	○	○	無	○	無	○	○
国交省城南 P	無	無	無	無	無	無	無	○
第三農住	○	無	無	無	無	無	○	無
寿農住	○	無	無	無	無	無	○	無
蓮花寺農住	○	無	無	無	無	無	○	無
立花公園排水 P	○	無	無	無	無	無	○	無
スクリーン	無	無	無	無	無	無	無	○
大山田管理センター	○	無	○	無	無	無	○	無
大山田第一中継	○	無	○	○	無	○	○	無
大山田第二中継	○	無	○	○	無	○	○	無
大山田第三中継	○	無	○	○	無	○	○	無
大山田第四中継	○	無	○	無	無	○	○	無
大山田第五中継	○	無	無	無	無	○	○	無
蓮花寺第一中継	無	無	○	無	無	無	無	無
蓮花寺第二中継	○	無	無	無	無	○	○	無
マンホールポンプ	無	無	無	無	無	○	無	無

(小塗装)

第 15 条 本特記仕様書第 4 条において小塗装とは、足場組みを必要としない高さ 2m 以下において、さび、腐食等による剥離、錆防止等を目的とし、設備機器の機能を維持するために行う局所的な塗装をいう。

(下水道事務所)

第 16 条 受注者は、業務を円滑に履行するために、甚内ポンプ場及び中継ポンプ場管理センターに下水道事務所を設置することができる。

(下水道従事者)

第 17 条 受注者は、業務を円滑に履行するために、下水道責任者及び下水道従事者を適正に配置しなければならない。

(業務履行計画書)

第 18 条 共通仕様書第 10 条の「年間業務履行計画書」の作成要領は次の通りとする。

(1)「業務概要に関すること」は、業務毎の基本方針及びその概要等について、本業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。

(2)「運転管理体制に関すること」は、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるように記載すること。

(3)「業務計画に関すること」は、適正に雨水及び汚水を排水するための運転計画や設備点検等について、年間を通じて各業務計画が把握できるように記載すること。

(4)「業務実施方法に関すること」は、ポンプ場等施設を安定的に維持運営していくため、各設備の運転方法及び要点、設備点検の内容、設備機器毎の点検内容、清掃の内容、物品管理の方法、その他必要な事項について、具体的に記載すること。

(5)「運転計画に関すること」は、ポンプ場等施設の機能を十分発揮させるための運転指標について具体的に記載すること。

(6)「緊急時等対応計画に関すること」は、大雨、地震、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合に備える体制について記載すること。

(7)「安全衛生管理に関すること」は、事故を未然に防止し、安全に本業務を履行するための安全衛生管理に係る作業基準、計画及び組織体制について具体的に記載すること。

(8)「その他必要事項」は、上記以外で業務履行上必要と思われるものについて記載すること。

2 共通仕様書第 10 条の「月間業務履行計画書」「週間業務履行計画書」の作成要領は次の通りとする。

(1) 監視・運転業務計画

(2) 巡回点検計画

- (3) 保守点検計画
- (4) 環境整備計画
- (5) 物品管理業務実施計画
- (6) その他必要なこと

(業務履行届出書)

第 19 条 共通仕様書第 10 条で定める「年間業務履行届出書」作成要領は次の通りとする。

- (1) 各ポンプ場の運転報告（運転年報、雨量年報）
- (2) 年間点検報告書
- (3) 故障・不具合・修繕・緊急対応業務等の措置に関する年間報告
- (4) 年間業務に関する考察
- (5) その他必要なこと

2 「月間業務履行届出書」の作成要領は次の通りとするが、簡潔にまとめること。なお、詳細な事項が必要な場合は資料を添付して提出すること。

- (1) 監視・運転業務（運転月報・雨量月報）
- (2) 巡回点検
- (3) 保守点検
- (4) 環境整備
- (5) 物品管理業務実施
- (6) 緊急対応業務(月報)
- (7) その他必要なこと

3 「週間業務履行届出書」の作成要領は次の通りとするが、簡潔にまとめること。なお、詳細な事項が必要な場合は資料を添付して提出すること。

- (1) 監視・運転業務
- (2) 巡回点検
- (3) 保守点検
- (4) 環境整備
- (5) 緊急対応業務(日報)
- (6) その他必要なこと

(負担経費)

第 20 条 共通仕様書第 38 条に定める受注者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) パソコン、プリンター、コピー機等の事務機器
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) チャート紙、ペン、インク類の記録計消耗品
- (4) 補修用塗料及び刷毛等の消耗品（小規模塗装のみ）
- (5) V ベルト(省エネ型を原則とする)、操作盤表示灯等の交換部品等の消耗品

- (6) ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護具・機器、その他各種作業服、靴、手袋など
 - (7) 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具ただし、特殊工具及び調整・整備に係る費用等は除く
 - (8) 巡回点検車両及び車両維持に係る費用
 - (9) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具・器具
 - (10) 運転管理業務に係る廃品・廃油類（オイル交換で発生したもの）の処分に係る経費
 - (11) 緊急対応修繕費は、箇所・内容・費用について発注者、受注者協議の上決定するものとする。
 - (12) 各施設におけるガス料金
 - (13) 従事者の車両の駐車料金
 - (14) その他双方協議の上、受注者が負担すべきと認めた経費
- 2 業務上必要な物品のうち、発注者が負担するものは次の通りとする。
- (1) 電力料金
 - (2) 電話料金（発注者が設置する固定電話及び遠方監視装置の通信料金。ただし、受注者が設置する電話は除く）
 - (3) 上下水道使用料金
 - (4) 重油及び軽油
 - (5) 設備用消耗品類及び修理用材料（受注者負担を除く）
 - (6) 補修及び修理用工具(受注者負担を除く)
 - (7) ゴミ分別・運搬業務費、蛍光灯等の処分に係る経費
 - (8) その他双方協議の上、発注者が負担すべきと認めた経費

(貸与品の台帳)

第21条 共通仕様書第37条第3項で定める貸与品についての台帳には、種類毎に整理番号をつけてその内容が把握できるようにすること。

別記 1

施設・設備概要

I. (汚水)

1. 中継ポンプ場管理センター

(1) 機械設備

(2) 電気設備

電気方式 交流三相 3 線式 220V

低圧電力 単相 2 線式 100V

低圧配電盤

直流電源装置

(3) 発電機設備

40kVA-44.9kW-220V

(4) 付属設備

関連設備 1 式

2. 大山田第一中継ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 150/100mm×1.4 m³/min×38m×22kW 2 台

電動流入弁 1 台

(2) 電気設備

交流三相 3 線式 200V

単相 2 線式 100V

受電盤、コントロールセンター

(3) 発電機設備

100kVA-120kW-220V

(4) 付属設備

関連補機設備 1 式

遠方制御装置 1 式

3. 大山田第二中継ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 150/100mm×1.2 m³/min×24m×15kW 1 台

150/100mm×1.24 m³/min×24m ×15kW 1 台

電動流入弁 1 台

(2) 電気設備

交流三相 3 線式 200V

単相 2 線式 100V

受電盤、コントロールセンター

(3) 発電機設備

65kVA-64kW-220V

(4) 付属設備

関連補機設備 1 式

遠方制御装置 1 式

4. 大山田第三中継ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 150/100mm×1.24 m³/min×26m ×15kW 2 台

電動流入弁 1 台

(2) 電気設備

交流三相 3 線式 200V

単相 2 線式 100V

受電盤、コントロールセンター

(3) 発電機設備

40kVA-51.5kW-220-100V

(4) 付属設備

関連補機設備 1 式

遠方制御装置 1 式

5. 大山田第四中継ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 150/100mm×3.1 m³/min×36m ×35kW 2 台

電動流入弁 1 台

(2) 電気設備

交流三相 3 線式 200V

単相 2 線式 100V

受電盤、コントロールセンター

(3) 発電機設備

65kVA-44.9kW-220V

(4) 付属設備

関連補機設備 1 式

遠方制御装置 1 式

6. 大山田第五中継ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 150mm×1.185 m³/min×45m×30kW 2台

(2) 電気設備

交流三相3線式 200V

単相2線式 100V

制御盤、電源自動切替盤

(3) 発電機設備

110kVA-91.2kW-220V

(4) 付属設備

関連補機設備 1式

通報装置 1式

7. 蓮花寺第二中継ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 65mm×0.95 m³/min×4m×2.2kW 2台

(2) 電気設備

交流三相3線式 200V

単相2線式 100V

受電盤、ポンプ制御盤

(3) 発電機設備

12kVA-23kW-220V

(4) 付属設備

関連補機設備 1式

通報装置 1式

8. マンホールポンプ

(桑名地区25箇所)

旧桑名市内マンホールポンプ場(25施設)の下水道システム(監視管理システム,制御盤,マンホールポンプ,通報装置,水位計)

桑名地区マンホールポンプ仕様

	施設番号	ポンプ容量				
		口径 (φ)	出力 (KW)	吐出量 (m ³ /min)	全揚程(m)	台数
1	希望ヶ丘	65	5.5	0.34	15.1	2
2	蓮花寺第4	50	0.4	0.08	4.1	2
3	地藏1号	50	0.4	0.13	3.3	2
4	志知第2	50	0.75	0.12	5.8	2
5	志知第4	50	0.4	0.08	5.5	2
6	青葉町	50	0.75	0.11	5.8	2
7	上野第1	50	0.4	0.08	3.9	2
8	播磨101号	50	0.4	0.15	6.5	1
9	播磨102号	50	0.4	0.15	6.5	1
10	星川1号	65	2.2	0.4	9.5	2
11	星川2号	65	2.2	0.4	9.5	2
12	星川3号	65	2.2	0.4	9.5	2
13	星川101号	50	0.4	0.15	6.5	1
14	芳ヶ崎1号	65	2.2	0.4	9.5	2
15	蓮花寺5号	80	1.5	0.69	4.6	2
16	東方1号	65	1.5	0.276	4.2	2
17	東方2号	65	1.5	0.16	6.0	2
18	東方3号	65	0.75	0.16	4.4	2
19	東方4号	65	1.5	0.16	5.8	2
20	東方5号	65	1.5	0.16	3.9	2
21	北別所1号	65	1.5	0.16	2.9	2
22	中山1号	50	0.75	0.159	7.4	2
23	森忠101号	50	0.4	0.15	6.5	1
24	森忠103号	50	0.75	0.159	3.6	2
25	東汰上1号	65	2.2	0.66	8.5	2

(注)面整備や開発によりマンホールポンプは増える予定だが個数と時期は未定

(多度地区 70箇所)

多度町地内マンホールポンプ場(70施設)の下水道システム(監視管理システム,制御盤,マンホールポンプ,通報装置,水位計)

多度地区マンホールポンプ仕様

	施設番号	ポンプ容量				
		口径 (φ)	出力 (KW)	吐出量 (m ³ /min)	全揚程(m)	台数
1	戸津1号	100	5.5	1.5	8.0	2
2	戸津2号	65	0.75	0.16	5.0	2
3	戸津3号	150	7.5	1.74	10.0	2
4	柚井1号	65	1.5	0.16	8.0	2
5	柚井2号	65	2.2	0.23	10.5	2
6	柚井3号	65	1.5	0.16	5.2	2
7	柚井4号	65	1.5	0.2	9.0	2
8	柚井5号	65	1.5	0.2	9.0	2
9	御衣野1号	65	3.7	0.29	12.0	2
10	御衣野2号	65	1.5	0.16	6.0	2
11	御衣野3号	65	1.5	0.16	5.0	2
12	御衣野4号	65	2.2	0.18	9.5	2
13	御衣野5号	65	0.4	0.12	3.5	2
14	御衣野101号	50	0.4	0.07	5.0	2
15	御衣野102号	50	0.25	0.07	5.0	2
16	香取1号	65	1.5	0.16	7.0	2
17	香取2号	50	0.4	0.16	3.0	2
18	香取3号	65	1.5	0.16	9.0	2
19	香取4号	50	0.4	0.16	4.0	2
20	大鳥居1号	65	1.5	0.45	4.0	2
21	大鳥居2号	65	0.75	0.2	5.0	2
22	大鳥居3号	50	0.4	0.16	2.7	2
23	大鳥居4号	50	0.4	0.16	2.7	2
24	大鳥居5号	50	0.4	0.16	2.7	2
25	大鳥居6号	50	0.4	0.16	2.5	2
26	下野代1号	65	2.2	0.45	6.0	2
27	下野代2号	65	0.75	0.16	4.5	2
28	南之郷1号	65	0.75	0.16	5.5	2
29	南之郷2号	65	0.75	0.16	5.0	2
30	南之郷3号	65	0.4	0.16	4.0	2
31	南之郷4号	65	0.75	0.16	5.5	2
32	南之郷5号	65	0.4	0.16	4.0	2

33	肱江	50	0.75	0.16	6.0	2
34	小山 101 号	50	0.25	0.07	5.0	2
35	小山 102 号	50	0.25	0.07	5.0	2
36	小山 103 号	50	0.25	0.07	5.0	2
37	多度 1 号	65	1.5	0.16	7.0	2
38	多度 2 号	65	1.5	0.16	5.0	2
39	多度 3 号	65	1.5	0.16	6.0	2
40	多度 4 号	65	1.5	0.16	6.0	2
41	多度 5 号	65	1.5	0.16	4.0	2
42	多度 6 号	65	1.5	0.16	4.0	2
43	多度 7 号	65	0.75	0.24	2.0	2
44	多度 8 号	65	2.2	0.16	10.5	2
45	多度 9 号	65	0.75	0.16	5.0	2
46	多度 101 号	50	0.25	0.07	5.0	2
47	多度 102 号	50	0.4	0.07	5.0	2
48	中須 1 号	65	2.2	0.18	9.5	2
49	中須 2 号	65	0.75	0.16	6.0	2
50	力尾 1 号	65	0.4	0.06	2.5	2
51	力尾 2 号	65	0.4	0.12	3.0	2
52	力尾 3 号	65	0.4	0.06	2.5	2
53	猪飼 1 号	65	0.75	0.16	6.0	2
54	福永 1 号	65	0.75	0.28	5.9	2
55	七取 1 号	65	1.5	0.376	5.9	2
56	七取 2 号	65	2.2	0.283	6.6	2
57	七取 3 号	65	1.5	0.208	5.6	2
58	七取 4 号	50	0.75	0.159	4.6	2
59	七取 5 号	65	1.5	0.216	3.8	2
60	七取 6 号	50	0.75	0.182	5.0	2
61	七取 7 号	50	0.75	0.159	4.8	2
62	七取 8 号	50	0.75	0.159	6.8	2
63	七取 9 号	65	1.5	0.283	5.7	2
64	七取 10 号	50	0.4	0.159	3.1	2
65	七取 11 号	50	0.4	0.159	4.2	2
66	七取 12 号	50	0.4	0.159	3.2	2
67	七取 13 号	50	0.4	0.159	4.2	2
68	七取 14 号	50	0.4	0.159	4.2	2

69	七取 15 号	50	0.4	0.07	5.1	2
70	福永 2 号	100	3.7	0.54	12.3	2

II. (雨水)

9. 香取ポンプ場

(1) 機械設備

1 号機 コラム型水中ポンプ

ポンプ 500mm×30 m³/min×7.0m ×55kW×880rpm

電動機 55kW×6,600V×60Hz

蝶形弁 500mm

フラップ弁 700mm

2 号機 減速機搭載型立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,350mm×240 m³/min×7.0m×380kw×262rpm

ディーゼルエンジン 380kW×1,200rpm×6 気筒

減速機 1,200rpm×262rpm

蝶形弁 1,350mm

フラップ弁 1,650mm

(2) 電気設備

電気方式 交流三相 3 線式 6,600V

低圧電力 交流三相 3 線式 200V

受電盤 7.2kV 600A

変圧器 交流三相 200kVA

(3) 発電機設備

発電機 200kVA×210V

ディーゼルエンジン 224kW×1,800rpm×6 気筒

(4) 付属設備

吐出ゲート 2,000w×1,300h×1 門

流入ゲート 4,000w×2,700h×1 門

放流ゲート 2,000w×1,300h×1 門

自動除塵機 間欠式前面かき揚げ形 4,000w×2,700h×1 基

天井クレーン 20t

遠方監視制御システム 1 式

自動通報装置 1 式

関連補機設備 1 式

10-1. 下深谷ポンプ場

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	1,100mm×145 m ³ /min×7.1m×330kW×352rpm
減速機	720rpm×352rpm
蝶形弁	1,100mm×1.5kW
フラップ弁	1,350mm

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	600mm×49 m ³ /min×7.7m×500ps ×695rpm
電動機	100kW×440V×160A×695rpm×10P×60Hz
蝶形弁	600mm×0.4kW
フラップ弁	800mm

3号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	600mm×49 m ³ /min×7.7m×160ps ×700rpm
ディーゼルエンジン	160ps ×900rpm×6気筒
電動機	100kW×440V×160A×695rpm×10P×60Hz
減速機	900rpm×700rpm
蝶形弁	600mm×0.4kW
フラップ弁	800mm

(2) 電気設備

受電盤	7.2kV 600A
変圧器交流三相	500kVA

(3) 発電設備

発電機	300kVA×440V
ディーゼルエンジン	360ps ×1,800rpm×6気筒

(4) 付属設備

沈砂池流入ゲート	1,200w×2,100h×3.8kW×4門
スクリーン	2,400w×4,100h ×目幅50×4面
自動除塵機	連続式×4基
篩渣搬出コンベア	800w×13.40m×3.7kW×1基
し渣スキップホイスト	0.5 m ³ ×3.7kW×1基
し渣貯留ホッパー	5.0 m ³ ×1,200mm×1基
天井クレーン	7.5t
放流ゲート	1,800w×1,800h×3.7kW×1門
遠方監視制御システム	1式
関連補機設備	1式

10-2 下深谷第二ポンプ場

(1) 機械設備

1号機 斜流水中ポンプ

ポンプ	700mm×68 m ³ /min×9.6m ×150kW×714rpm
電動機	150kW×210V ×599A ×10P×60Hz
蝶形弁	800mm×1.5kW
逆止弁	700mm

2号機 斜流水中ポンプ

ポンプ	350mm×14.5 m ³ /min×7.9m×28kW×1,200rpm
電動機	28kW×210V×272A×6P×60Hz
逆止弁	350mm

3号機 斜流水中ポンプ

ポンプ	300mm×10 m ³ /min×5.7m ×15kW×1,200rpm
電動機	15kW×210V×272A×6P×60 Hz
逆止弁	350mm

(2) 電気設備

電気方式	交流三相 3線式	6,600V
低圧電力	交流三相 3線式	220V
受電盤	7.2kV 600V	
変圧器	交流三相	300kVA
コントロールセンター		

(3) 発電機設備

300kVA－360PS－220V	
監視盤(操作盤)	1式

(4) 付属設備

スクリーン	2面
し渣スキップホイスト	1基
機器搬出装置	1基
関連補機設備	1式
通報装置	1式
遠方監視制御システム	1式

11. 城之堀ポンプ場

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	600mm×45 m ³ /min×8.0m×90kW×585rpm
電動機	90kW×440V×161A×585rpm×12P×60Hz
蝶形弁	600mm×0.4kW

フラップ弁 800mm

2号機 コラム式水中斜流ポンプ

ポンプ 500mm×22 m³/min×5.8m×37kW×900rpm

蝶型弁 500mm×0.2kW

3号機 立軸斜流ポンプ全速先行待機形

ポンプ 1,200mm×200 m³/min×8.0m×530ps ×320rpm

ディーゼルエンジン 530ps ×900min×6 気筒

減速機 900rpm×320rpm

蝶形弁 1,200mm×2.2kW

フラップ弁 1500mm

(2) 電気設備

引込受電盤 7.2kV×600A

動力変圧器盤 500kVA

コントロールセンター

継電器盤

(3) 発電設備

発電機 375kVA×440V

ディーゼルエンジン 388kW ×1,800rpm×6 気筒

(4) 付属設備

バイパス制水ゲート 1,500w×550h×5.5kW×1 門

スクリーン 3,000w×3,600h ×目幅 25×2 面

自動除塵機 前面かき揚げ型×2 基

しき搬出機 500w×10.00m×1.5kW×1 基

吊り上げ装置 定格荷量：1t、揚程：4m、1.5kW×1 台

天井クレーン 10t

放流ゲート 1,600w×1,640h×2.2kW×1 門

遠方監視制御システム 1 式

関連補機設備 1 式

12. 甚内ポンプ場

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 900mm × 104 m³/min×9.60m×230kW×500rpm

電動機 230kW×6600V×6P ×60Hz

蝶形弁 900mm×1.5kW×200V ×3P ×60Hz

フラップ弁 1,200mm

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 900mm×104 m³/min×9.60m×240kW×541rpm

ディーゼルエンジン 240Kw×1500rpm×6 気筒

蝶形弁 900mm×1.5Kw×200V×4P×60Hz

フラップ弁 1,200mm

3号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,350mm×206 m³/min×8.0m×390kW×295rpm

ディーゼルエンジン 390kW ×1200rpm×6 気筒

蝶形弁 1,350mm×2.2kW×200V×3P×60Hz

フラップ弁 1650mm

4号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,350mm×206 m³/min×8.0m×390kW×320rpm

ディーゼルエンジン 390kW×1200rpm×6 気筒

蝶形弁 1,350mm×2.2kW×200V×4P×60Hz

フラップ弁 1650mm

(2) 電気設備

受電盤 6.6kV DC100v

変圧器 交流三相 300kVA・50kVA

コントロールセンター

(3) 発電設備

発電機 625kVA×6,600V

ディーゼルエンジン 595kW ×1,800rpm×6 気筒

(4) 付属設備

沈砂池流入ゲート 1,600w×2,400h×5.5kW×4 門

スクリーン 2,382w×4,250h ×目幅 49×4 面

自動除塵機 連続式×4 基

し渣搬出コンベア 750w×22.00m×3.7Kw×1 基

し渣貯留ホッパー 6.0 m³×1 基

天井クレーン 20t

放流ゲート 2,500w×3,000h×7.5kW×1 門

関連補機設備 1 式

遠方監視制御システム 1 式

13. 福島ポンプ場

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 800mm×78 m³/min ×8.0m ×160kW×580rpm

電動機 160kW×6,600V ×22.4A×12P×60Hz

蝶形弁 800mm×1.5kW

フラップ弁 1.100mm

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 800mm×78 m³/min ×8.0m ×160kW ×580rpm

電動機 160kW×6600V ×22.4A ×12P×60Hz

蝶形弁 800mm×1.5kW

フラップ弁 1.100mm

3号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1.200mm×195 m³/min×6.9m×490ps ×274rpm

ディーゼルエンジン 490ps×750rpm×6 気筒

減速機 750rpm×274rpm

蝶形弁 1.200mm×2.2kW

フラップ弁 1.600mm

4号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1.200mm×195 m³/min×6.9m×490ps×274rpm

ディーゼルエンジン 490ps×750rpm×6 気筒

減速機 750rpm×274rpm

蝶形弁 1.200mm×2.2kW

フラップ弁 1.600mm

(2) 電気設備

受電盤 7.2kV 600V

変圧器 交流三相 300kVA

コントロールセンター

(3) 発電設備

発電機 600kVA×6,600V

ディーゼルエンジン 750ps ×1,200rpm×6 気筒

(4) 付属設備

沈砂池流入ゲート 1,200w×2,500h×1.5kW×10 門

スクリーン 3,500w×5,100h×目幅 50×5 面

自動除塵機 連続式×5 基

し渣搬出コンベア 750w×22.00m×3.7kW×1 基

し渣スキップホイスト 0.5 m³×3.7kW×1 基

し渣貯留ホッパー 5.0 m³×1 基

天井クレーン 10t

放流ゲート 2,500w×3,000h×7.5kW×1 門

ポンプ井流入ゲート 1 門

関連補機設備 1 式
遠方監視制御システム 1 式

14. 住吉ポンプ場

(1) 機械設備

1 号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,000mm×120.0 m³/min×11.8m ×330kW×588rpm
電動機 330kW×6,600V×40A×12P×60Hz
蝶形弁 1,000mm×1.5kW
フラップ弁 1,350mm

2 号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,000mm×120 m³/min×11.8m ×500ps ×591rpm
ディーゼルエンジン 500ps ×900rpm×6 気筒
減速機 900rpm×591rpm
蝶形弁 1,000mm×1.5kW
フラップ弁 1,350mm

3 号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,500mm×300 m³/min×10.7m ×1,100ps ×340rpm
ディーゼルエンジン 1,100ps ×900rpm×6 気筒
減速機 900rpm×340rpm
蝶形弁 1,500mm×3.7kW
フラップ弁 1,800mm

4 号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,500mm×300 m³/min×10.7m×1,100ps×340rpm
ディーゼルエンジン 1,100ps ×900rpm×6 気筒
減速機 900rpm×340rpm
蝶形弁 1,500mm×3.7kW
フラップ弁 1,800mm

(2) 電気設備

受電盤 7.2kV 600A
変圧器交流三相 300kVA

(3) 発電設備 (R6 年度更新予定)

発電機 750kVA×6,600V
ディーゼルエンジン 900ps ×6,600 ×900rpm×6 気筒

(4) 付属設備

沈砂池流入ゲート 1,200w×3,200h×5.5kW×8 門
スクリーン 3,000w×4,300h ×目幅 40×4 面

自動除塵機	間欠式×4基
し渣搬出コンベア	750w×22.45m×3.7kW×1基
し渣スキップホイスト	0.5 m ³ ×5.5kW×1基
し渣貯留ホッパー	5.0 m ³ ×1基
天井クレーン	20t
放流ゲート	4,920w×4,000h×3.75kW×1門
沈砂池流入ゲート	8門
遠方監視制御システム	1式
関連補機設備	1式

15-1. 江場ポンプ場 <東>

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	1,500mm×277 m ³ /min×6.5m×660ps×223rpm
ディーゼルエンジン	660ps ×720rpm×6気筒
蝶形弁	1,500mm×3.4kW
フラップ弁	2,000w×1,500h

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	1,200mm×200 m ³ /min×7.3m×400kW×401rpm
電動機	400kW×6,600V×45A×1,780rpm×4P×60Hz
減速機	1,780rpm×401rpm
蝶形弁	1,200mm×1.5kW
チェッキ弁	1,200mm

3号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	1,200mm×200 m ³ /min×7.3m×500ps×310rpm
ディーゼルエンジン	800ps ×900rpm×6気筒
減速機	900rpm×450rpm
蝶形弁	1,200mm×1.5kW
チェッキ弁	1,200mm

4号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ	1,200mm×200 m ³ /min×7.3m×500ps×305rpm
ディーゼルエンジン	500ps ×900rpm×6気筒
減速機	900rpm×305rpm
蝶形弁	1,200mm×1.5kW
チェッキ弁	1,200mm

15-2 江場ポンプ場<西>

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,500mm×277 m³/min×6.5m×580ps×220rpm
ディーゼルエンジン 580ps×720rpm×6 気筒
蝶形弁 1,500mm×3.4kW
フラップ弁 1800mm

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,500mm×277 m³/min×6.5m×580ps ×220rpm
ディーゼルエンジン 580ps ×720rpm×6 気筒
蝶形弁 1,500mm×3.4kW
フラップ弁 1,800mm

(2) 電気設備 .

高圧受電盤 7.2kV×600A
高圧変圧器盤 200kVA×2 台
コントロールセンター
継電器盤

(3) 発電設備

発電機 800kVA×6,600V
ディーゼルエンジン 950ps ×1,800rpm×12 気筒

(4) 付属設備

<東>

沈砂池流入ゲート 1,350w×2,200h×3.7kW×3 門
スクリーン 1,835w×3,897h×目幅 50×5 面
スクリーン 1,593w×3,897h×目幅 50×1 面
自動除塵機 連続式×6 基
し渣搬出コンベア 800w×21.6m×1.5kW×1 基
天井クレーン 10t×1 基
関連補機設備 1 式

<西>

沈砂池流入ゲート 1,900w×2,850h×11kW×2 門
スクリーン 4,000w×3,897h ×目幅 50×2 面
自動除塵機 連続式×2 基
し渣搬出コンベア(1号) 500w×16m×1.5kW×1 基
(2号) 500w×26.5m×1.5kW×1 基
(3号) 750w×16.4m×2.2kW×1 基
し渣貯留ホッパー 5.0m×1 基

天井走行クレーン 25.0t×1基

関連補機設備 1式

<共通>

遠方監視制御システム 1式

16. 城南ポンプ場

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,200mm×164.6 m³/min×5.2m×310rpm

ディーゼルエンジン 500ps ×1,200rpm×6気筒

減速機 210kw ×直交軸傘歯車

吐出弁 1,200mm×2.2kw×電動蝶型弁

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,200mm×164.6 m³/min×5.2m ×310rpm

ディーゼルエンジン 500ps ×1,200rpm×6気筒

減速機 210kw ×直交軸傘歯車

吐出弁 1,200mm×2.2kw×電動蝶型弁

3号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,200mm×164.6 m³/min×5.2m×310rpm

電動機 200kw ×1,200rpm ×440V×60Hz×6気筒

減速機 200Kw×立軸遊星歯車

吐出弁 1,200mm×2.2kw×電動蝶型弁

(2) 電気設備

受電盤 7.2kV 600A

変圧器交流三相 300kVA

(3) 発電設備

発電機 350kVA×440V

ディーゼルエンジン 740ps ×1,800rpm×6気筒

(4) 付属設備

スクリーン 3,000w×4,300h ×目幅40×4面

自動除塵機 レーキ定置回転式 3.6w×5.0H×3 m³/min×3基

水平コンベア 3ローラー式×15KW×750mm幅×15m×24m/min

傾斜コンベア 3ローラー式×3.7KW×750mm幅×13.5m×22m/min

ホッパー 5.0 m³×1基

天井クレーン 13t 手動式

関連補機設備 1式

17. 揖斐川城南排水機場(国土交通省施設)

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 2,000mm×618 m³/min×7.8m×1,600ps×181rpm
ディーゼルエンジン 1600ps ×720rpm×6 気筒
減速機 720rpm×181rpm

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 2,000mm×618 m³/min×7.8m ×1,600ps×181rpm
ディーゼルエンジン 1600ps ×720rpm×6 気筒
減速機 720rpm×181rpm

3号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 2,000mm × 618 m³/min×7.8m×1,600ps×181rpm
ディーゼルエンジン 1,600ps ×720rpm×6 気筒
減速機 720rpm×181rpm

(2) 発電機設備

発電機 200kVA ×440V 三相交流発電機
ディーゼルエンジン 270ps ×1,200rpm×6 気筒

18. 西別所ポンプ場

(1) 機械設備

1号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 800mm×87 m³/min×6m ×125kW×505rpm
電動機 125kW×440V ×272A×14P ×60Hz
蝶形弁 800mm×1.5kW
フラップ弁 1,100mm

2号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 800mm×87 m³/min ×6m ×125kw×505rpm
電動機 125kW ×440V×272A ×14P ×60Hz
蝶形弁 800mm×1.5kW
フラップ弁 1,100mm

3号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,100mm×168 m³/min×5.3m×325ps×257rpm
ディーゼルエンジン 325ps ×900rpm×6 気筒
減速機 900rpm×257rpm
蝶形弁 1,100mm×2.2kW
フラップ弁 1,500mm

4号機 立軸斜流ポンプ

ポンプ 1,100mm×168 m³/min×5.3m×325ps×257rpm
 ディーゼルエンジン 325ps ×900rpm×6 気筒
 減速機 900rpm×257rpm
 蝶形弁 1,100mm×2.2kW
 フラップ弁 1,500mm

(2) 電気設備

電気方式 交流三相 3 線式 6,600V
 低圧電力 交流三相 3 線式 440V
 受電盤 7.2KV 600V
 変圧器 交流三相 600kVA
 コントロールセンター

(3) 発電機設備

500KVA-600PS-440V
 監視盤(操作盤) 1 式

(4) 付属設備

沈砂池流入ゲート 8 門
 ポンプ井流入ゲート 2 門
 バイパス逆入ゲート 1 門
 スクリーン 4 面
 自動除塵機 4 基
 し渣搬出コンベア 1 基
 し渣スキップホイスト 1 基
 し渣貯留ホッパー 1 基
 天井クレーン 10t
 放流ゲート 1 門
 付属ポンプ 250mm×8 m³/m ×10m×22kW
 関連補機設備 1 式
 遠方監視制御システム 1 式

19. 第三農住ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 300mm×11.19 m³/min×5.2m×15kW 2 台

(2) 電気設備

交流三相 3 線式 200V
 単相 2 線式 100V
 受電盤、ポンプ制御盤

(3) 発電機設備

48kVA 220V/110V

(4) 付属設備

関連補機設備 1式

通報装置 1式

20. 寿農住ポンプ場

(1) 機械設備

送水ポンプ 250mm×6.0 m³/min×3.5m×7.5kW 2台

(2) 電気設備

交流三相3線式 200V

単相2線式 100V

受電盤、ポンプ制御盤

(3) 発電機設備

30kVA 220V/110V

(4) 付属設備

関連補機設備 1式

通報装置 1式

21. 蓮花寺農住ポンプ

(1) 機械設備

送水ポンプ 250mm×7.0 m³/min×8.0m×1.5kW 2台

80mm×0.8 m³/min×11.0m×3.7kW 1台

(2) 電気設備

交流三相3線式 200V

単相2線式 100V

受電盤、ポンプ制御盤

(3) 発電機設備

55kVA 220V/110V

(4) 付属設備

関連補機設備 1式

通報装置 1式

22. 立花公園調整池排水ポンプ

(1) 機械設備

送水ポンプ 200mm×2.4 m³/min×5.4m×5.5kW 2台

(2) 電気設備

交流三相3線式 200V

単相 2 線式 100V

受電盤、ポンプ制御盤

(3) 発電機設備

47kVA 220V/110V

(4) 付属設備

関連補機設備 1 式

通報装置 1 式

23. 上野農事用ポンプ

水中ポンプ $\phi 65 \times 220V \times 0.75kW$ 1 台

24. 大成町水中ポンプ

水中ポンプ $\phi 300 \times 220V \times 15kW$ 2 台

ゲート 700w \times 650h

25. 東方ゲート

電動ゲート 1,450w \times 850h

26. 福島新町ゲート

手動ゲート 2,150w \times 590h

27. 福島新町スクリーン

通報装置

28. 福江町スクリーン

通報装置

29. 小野山スクリーン

通報装置

30. 上野スクリーン

31. 中央町スクリーン

32. 江場ポンプ場南北スクリーン

33. 伊賀町スクリーン

- 34. 深谷野球場東西スクリーン
- 35. 西別所スクリーン
- 36. 西桑名幹線スクリーン4箇所
 角落とし　：　1式
- 37. 三ツ矢橋スクリーン
- 38. 上野第2スクリーン
- 39. 養泉寺前スクリーン

Ⅲ. (旧施設)

- 40. 蓮花寺第一汚水中継ポンプ場
 各設備稼働無し

別記 2-1

施設運転監視要領

I. 概要(汚水等施設)

受注者は、中継ポンプ場管理センターで、大山田中継ポンプ場等の施設監視及び維持管理業務を行う。

(汚水)

ア) 大山田中継ポンプ場(第一～第四)

- ・クラウドによる遠方監視操作にて、流入水(汚水)、ポンプ運転の監視操作及び電気設備の保守を行う。

イ) 蓮花寺第二中継ポンプ場、大山田第五中継ポンプ場

- ・通報装置(中継ポンプ場管理センターで受信)による緊急対応及び巡回による流入水(汚水)ポンプ運転の監視操作及び電気設備の保守を行う。

ウ) マンホールポンプ(桑名地区 25 箇所・多度地区 70 箇所)・通報装置(大山田中継ポンプ場管理センターで受信)による緊急対応及び巡回による流入水(汚水)の監視、ポンプ、その他機器及び電気設備の保守、運転管理を行う。

(雨水)

エ) 農住ポンプ場(第三・寿・蓮花寺)、立花公園排水ポンプ

- ・通報装置(中継ポンプ場管理センターで受信)による緊急対応及び巡回による流入水の監視、弁(ゲート)、ポンプ、その他機器及び電気設備の保守、運転管理を行う。

オ) 農事用ポンプ及び水中ポンプ・ゲート(上野、大成町、東方、福島新町)

- ・巡回による流入水の監視、弁(ゲート)、ポンプ、その他機器及び電気設備の保守、運転管理を行う。

カ) スクリーン(福島新町、福江町、小野山)

- ・通報装置(中継ポンプ場管理センター、甚内ポンプ場で受信)の点検、緊急対応及び、巡回監視によるスクリーンの点検及び清掃を行う。

キ) スクリーン(中央町、江場ポンプ場北、江場ポンプ場南、深谷野球場西、深谷野球場東、西別所、上野、伊賀町、西桑名幹線、三ツ矢橋、上野第2、養泉寺前)

- ・巡回監視によるスクリーンの点検及び清掃を行う。
- ・上記の通報装置が設置されたスクリーンに警報が発生した場合は、関連するスクリーンの管理を行うこと。(福島新町⇔西桑名幹線⇔小野山、福江町⇔三ツ矢橋)

II. 概要(雨水)

受注者は、遠方監視制御設備を有する甚内ポンプ場を親局として子局ポンプ場 7 箇所の監視制御及び管理を行う。城南ポンプ場は 24 時間の有人対応、国交省城南排水機場は管理運転及び降雨時の運転対応を行う。

(遠方監視対応ポンプ場)

ア) 甚内ポンプ場 (親局)

- ・ 子局は下記のとおりとする。
 - ① 香取ポンプ場
 - ② 下深谷ポンプ場
下深谷第二ポンプ場
 - ③ 城之堀ポンプ場
 - ④ 福島ポンプ場
 - ⑤ 住吉ポンプ場
 - ⑥ 江場ポンプ場
 - ⑦ 西別所ポンプ場
- ・ 晴天時：定期巡回点検及び定期試運転を中心とする維持管理
- ・ 運転制御は、通常水位による自動運転を行う。
- ・ 監視業務は、甚内ポンプ場中央監視室へ設置された遠方監視制御設備により 24 時間体制で行い、緊急時にポンプ場の運転が必要と予測された場合には運転を行うとともに、速やかに待機運転体制を確保する。
- ・ 緊急時は、人員を増員する。

イ) 香取ポンプ場

- ・ 無人のため巡回管理を行う。
- ・ 甚内ポンプ場から遠方監視制御機能あり。
- ・ 運転制御は、通常水位による自動運転を行う。
- ・ 降雨時の運転操作は、遠方監視及び有人操作。
※降雨時とは、局地的な集中豪雨・大雨、洪水注意報発令・大雨、洪水警報発令・台風情報等の気象情報により自動運転では適当でない判断した時

ウ) 下深谷ポンプ場、下深谷第二ポンプ場、城之堀ポンプ場、福島ポンプ場、住吉ポンプ場、西別所ポンプ場、江場ポンプ場

- ・ 無人のため巡回管理を行う。
- ・ 甚内ポンプ場から遠方監視制御機能あり。
- ・ 運転制御は、通常水位による自動運転を行う。
- ・ 降雨時の運転操作は、遠方監視及び有人操作。
※西別所ポンプ場は平常時は自然排水。

(その他ポンプ場)

エ) 城南ポンプ場

- ・ 有人管理
- ・ 24 時間常駐運転監視
- ・ クラウドによる遠方監視可能

オ) 揖斐川城南排水機場

- ・ 国土交通省の排水機場であり、桑名市が運転管理を受託。

- ・ 自動運転機能がないため、現場にて手動運転を行う。

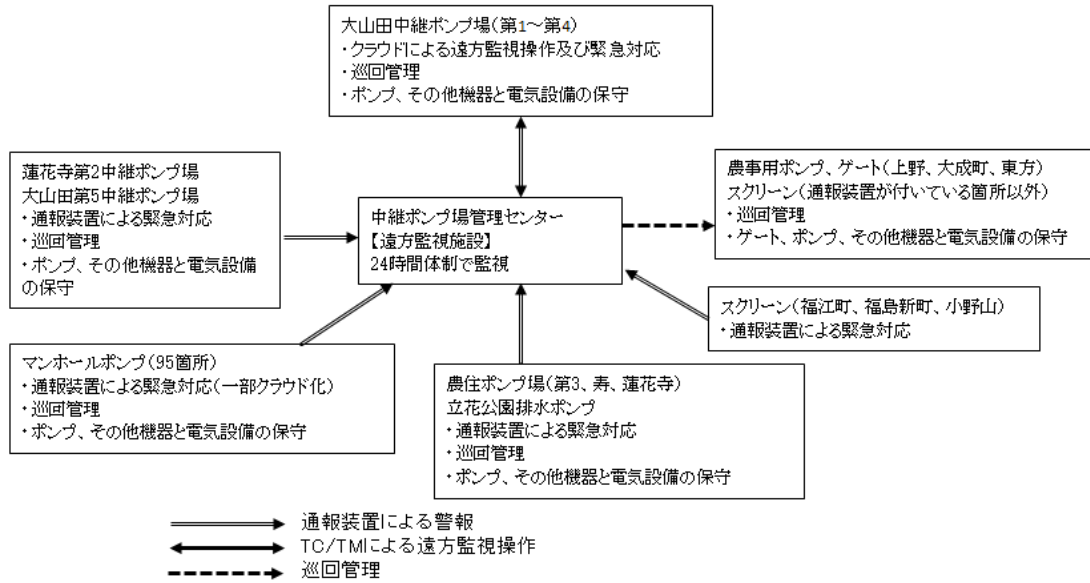
※運転時は必ず2人以上で対応を行うこと。

- ・ 発注者立会いのもと定期点検有。

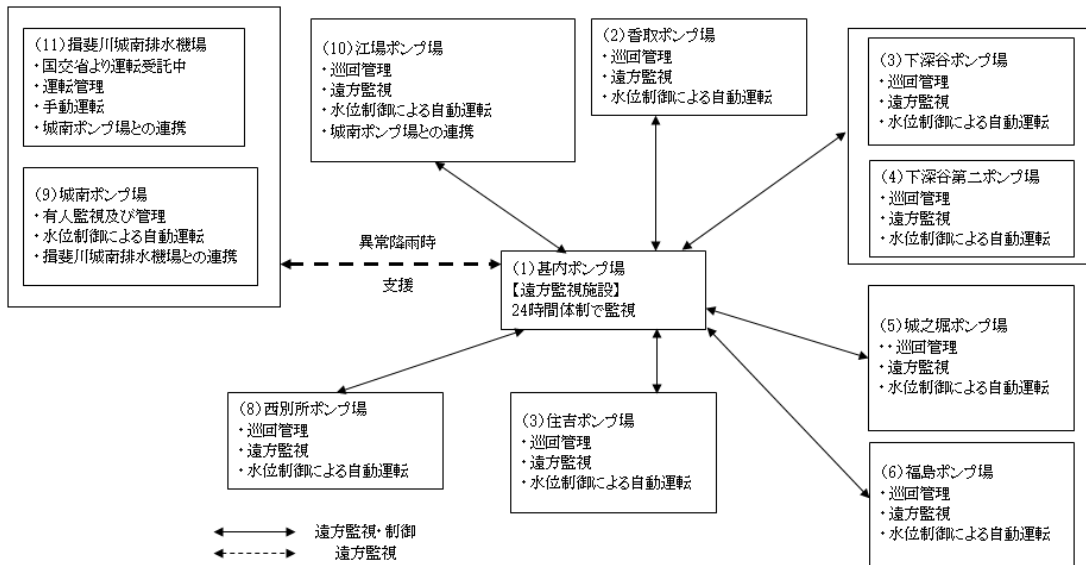
5月~10月 : 月2回 .

4、11月~3月 : 月1回

中継ポンプ場管理センターによる監視体制



甚内ポンプ場による監視体制



別記 2-2

操作規程

甚内ポンプ場

(1) ゲート操作

バイパスゲート	全閉
吐出ゲート	全開
放流ゲート	全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

- (ア) 1号機にて水位による自動運転を行う。
- (イ) 自動運転水位は運転水位 (WL-3.2m)、停止水位 (WL-4.3m) とする。

イ 異常降雨時

- (ア) 主ポンプにて台数制御または、バルブ制御により運転する。
- (イ) 上記操作により停止水位 (WL-4.3m) に近づける。
- (ウ) 全機全開運転 (バルブ100%) するも上限警報水位 (WL-2.2m) に達した場合は、発注者に連絡すること。

ウ 雷雨時 (無停電装置設備付は、この限りでない)

- (ア) 主ポンプ運転中でない場合
 - a 雷発生を認めるときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換える。
 - b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。
- (イ) 主ポンプ運転中の場合
 - a 雷発生を認めるときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認する。
 - b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換える。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作すると共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 放流ゲート

ポンプの運転を開始するときは、放流ゲートを全開すること。

カ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

香取ポンプ場

(1) ゲート操作

吐出井ゲート	全閉
河川樋門ゲート	全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

- (ア) 無人施設である。
- (イ) 1号機にて水位による自動運転を行う。
- (ウ) 自動運転水位は運転水位 (WL - 0.35 m)、停止水位 (WL - 0.6 m) とする。

イ 異常降雨時

- (ア) 大雨注意報等発令時にポンプ場に待機する。
- (イ) 主ポンプにて台数制御または、バルブ制御により運転すること。
- (ウ) 上記操作により停止水位 (WL - 0.75 m) に近づけること。
- (エ) 全機全開運転 (バルブ100%) するも上限警報水位 (WL - 0.02 m) に達した場合は発注者に連絡すること。

ウ 雷雨時 (無停電装置設備付は、この限りでない)

(ア) 主ポンプ運転中でない場合

- a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換えること。
- b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。

(イ) 主ポンプ運転中の場合

- a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認すること。
- b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換える。

エ 電気室操作不能の場合

電気室操作不能の場合は、速やかに発注者に連絡すること。

オ 河川樋門ゲート

ポンプの運転を開始するときは、河川樋門ゲートを全開すること。

カ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

下深谷ポンプ場

(1) ゲート操作

沈砂池流入ゲート	(4門)	全開
バイパスゲート	(1門)	全閉
放流ゲート	(1門)	全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

(ア) 2号機または、3号機にて水位による自動運転を行う。

(イ) 自動運転水位は運転水位(WL-1.10m)、停止水位(WL-1.96m)とする。

イ 異常降雨時

(ア) 主ポンプにて台数制御または、バルブ制御により運転すること。

(イ) 上記操作により停止水位(WL-2.00m)に近づけること。

(ウ) 全機全開運転(バルブ100%)するも上限警報水位(WL-0.8m)に達した場合は、発注者に連絡すること。

ウ 雷雨時 (無停電装置設備付は、この限りでない)

(ア) 主ポンプ運転中でない場合

a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換えること。

b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。

(イ) 主ポンプ運転中の場合

a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認すること。

b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換えること。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作すると共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 放流ゲート

ポンプの運転を開始するときは、放流ゲートを全開するものとする。

カ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

下深谷第2ポンプ場

(1) ポンプ操作

ア 平常時

(ア) 3号機にて水位による自動運転を行う。

(イ) 自動運転水位は運転水位(WL-2.5m)、停止水位(WL-3.6m)とする。

イ 異常降雨時

(ア) 主ポンプにて台数制御により運転する。

(イ) 上記操作により停止水位(WL-3.6m)に近づけること。

(ウ) 全機全開運転(バルブ100%)するも上限警報水位(WL-1.8m)に達した場合は、発注者に連絡すること。

ウ 雷雨時

(ア) 主ポンプ運転中でない場合

a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換えること。

b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。

(イ) 主ポンプ運転中の場合

a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認すること。

b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換えること。

エ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

城之堀ポンプ場

(1) 制水ゲート操作

バイパス制水ゲート	全閉
放流ゲート	全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

- (ア) 1号機にて水位による自動運転を行う。
- (イ) 1号機自動運転水位 (WL-1.7m)
停止水位 (WL-2.8m) とする。

イ 異常降雨時

- (ア) 1号・2号・3号機にて台数制御及び、回転数制御により運転すること。
- (イ) 1号機自動運転水位 (WL-1.7m) 停止水位 (WL-2.8m) とする。
- (ウ) 2号機自動運転水位 (WL-1.5m) 停止水位 (WL-2.8m) とする。
- (エ) 3号機は、雨量強度10mm/h及び運転水位 (WL-1.6m) にて自動運転、全速先行待機形にて低水位 (WL-3.2m) にて25分待機運転とすること。
- (オ) WL-1.3mになり、受注者に許可を得た場合は、バイパスゲートを全開とする。ただし、ポンプ井水位が下降した場合は、バイパスゲートを全閉とする。
- (カ) 全機全開運転 (バルブ100%) するも上限警報水位 (WL-0.8m) に達した場合は、発注者に連絡すること。

※ レーダ等で異常降雨が予測される時はあらかじめ、3号機の先行待機運転を行っておくこと

ウ 雷雨時 (無停電装置設備付は、この限りでない)

- (ア) 主ポンプ運転中でない場合
 - a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換えること。
 - b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。
- (イ) 主ポンプ運転中の場合

- a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認すること。
- b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換える。但し、2号機は運転継続のまま速やかに切り替え操作を行うこと。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作すると共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 放流ゲート

ポンプの運転を開始するときは、放流ゲートを全開すること

カ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

福島ポンプ場

(1) ゲート操作

沈砂池流入ゲート	(10門)	全開
放流ゲート	(1門)	全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

- (ア) 1号機または、2号機にて水位による自動運転をすること。
- (イ) 自動運転水位は、運転水位 (WL-1.55m)、停止水位 (WL-1.85m) とすること。

イ 異常降雨時

- (ア) 主ポンプにて台数制御または、バルブ制御により運転すること。
- (イ) 上記操作により停止水位 (WL-1.85m) に近づける。
- (ウ) 全機全開運転 (バルブ100%) するも上限警報水位 (WL-0.8m) に達した場合は発注者に連絡すること。
- (エ) 上流の水位が急激上昇した場合も同様の運転とする。

ウ 雷雨時 (無停電装置設備は、この限りでない)

- (ア) 主ポンプ運転中でない場合
 - a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換えること。
 - b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。
- (イ) 主ポンプ運転中の場合

- a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認すること。
- b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換えること。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作すると共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 放流ゲート

ポンプの運転を開始するときは、放流ゲートを全開すること。

カ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

住吉ポンプ場

(1) ゲート操作

沈砂池流入ゲート	(8門)	全開 (自動)
バイパスゲート	(1門)	全閉
放流ゲート	(1門)	全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

- (ア) 1号機にて水位による自動運転を行う。
- (イ) 自動運転水位は、運転水位 (WL-5.3m)、停止水位 (WL-7.2m) とする。

イ 異常降雨時

- (ア) 主ポンプにて台数制御または、バルブ制御により運転すること。
- (イ) 上記操作により停止水位 (WL-7.2m) に近づける。
- (ウ) 全機全開運転 (バルブ100%) するも上限警報水位 (WL-4.7m) に達した場合は発注者に連絡すること。

ウ 雷雨時 (無停電装置設備付は、この限りでない)

- (ア) 主ポンプ運転中でない場合
 - a 雷発生を認めたときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、

発電回路に切り換えること。

b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。

(イ) 主ポンプ運転中の場合

発電機運転切り替えは、自動回路運転による。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作すると共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 放流ゲート

(ア) ポンプの運転を開始するときは、放流ゲートを全開すること。

カ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

江場ポンプ場

(1) ゲート操作

[東] 沈砂池流入ゲート (3門) 全開

[西] 沈砂池流入ゲート (2門) 全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

(ア) [東] 3号、2号機にて水位による自動運転を行う。

(イ) 3号自動運転水位は運転水位 (WL-3.90m)、エアロック水位 (WL-6.1m) とする。2号自動運転水位は、運転水位 (WL-4.20m)、停止水位 (WL-5.20m) とする。

イ 異常降雨時

(ア) 主ポンプにて台数制御及び、バルブ制御により運転する。

[西] 1、2号機は、回転数制御による水位一定制御 (WL-4.8m) とすること。

(イ) 運転順序

[東] 2、3号機、[西] 1、2号機を手動にて起動し、その後自動運転とする。4台、バルブ100%運転をしても、水位が下がらないか、上昇する場合は順次 [東] 1、4号機を始動させること。

(ウ) バルブ制御

水位状況に対して速やかに対応できるよう、[東] 1、4号機全台運転とし、バルブ制御 (100%~30%) にて調整し (WL-4.90m) に近づける。(3号機は100%全開運転)

(エ) 全機全開運転（バルブ100%）するも水位が（-1.85m）に達した場合のみ、流入ゲートの閉操作を行う。（流入ゲートの閉操作を行う場合は、ただちに発注者に連絡すること。）

ウ 雷雨時（無停電装置設備付は、この限りでない）

発電機の運転及び発電回路への切り替えは、原則として手動によるを基本とし、やむを得ない場合のみ自動とする。

a 雷発生を認めるときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換える。

b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作を行うと共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

城南ポンプ場

(1) ゲート操作

ア 平常時

(ア) 3号機にて水位による自動運転を行う。

(イ) 3号自動運転水位（WL-3.0m）

停止水位（WL-3.18m）とする。

イ 異常降雨時

(ア) 主ポンプにて台数制御または、バルブ制御により運転する。

(イ) 上記操作により停止水位（WL-3.18m）に近づける。

(ウ) 全機全開運転（バルブ100%）するも上昇連絡水位（WL-1.9m）に達した場合は、発注者に連絡すること。また、継続的な水位上昇がみられる時は揖斐川城南排水機場の運転準備にはいること。

ウ 雷雨時（無停電装置設備付は、この限りでない）

(ア) 主ポンプ運転中でない場合

a 雷発生を認めるときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換える。

b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。

(イ) 主ポンプ運転中の場合

a 雷発生を認めるときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認すること。

b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換えること。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作すると共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 放流ゲート

ポンプの運転を開始するときは、放流ゲートを全開すること。

(2) 海苔(のり)養殖期

10月1日から翌年3月31日までは、揖斐川の上げ潮時(運転時間表参照)に下記の水位で運転する。ただし雨天時は除く。

WL-3.00m~WL-3.18m

ア. 運転不可の時間帯に雨天となった場合、水位上昇量を把握し

WL-3.00mに達した時点で運転の判断を行う(チャートによる)

イ. 上記の判断とは

1. 概ね5mm/h以上の降雨が連続している場合・・・運転
(潮汐表にて潮の満ち引きを考慮に入れる事)

2. 運転予定時刻まで待機した場合の予測到達水位がWL-1.9mになるおそれがあるとき・・・運転

予定時刻前に運転する場合、関係団体に連絡すること。

※(運転時間表)の運転開始時間は、四日市港版潮汐表の低潮時刻の40分後 運転停止時間は、高潮時刻の20分前までとする。

注 運転開始時間は厳守すること。

(3) 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

揖斐川城南排水機場

(1) 運転依頼

市の城南ポンプ場が全機運転しても新堀川の水位がWL-2.00mを越え、あるいは内水被の発生が予想される場合には、発注者に連絡をし運転準備態勢にはいる。発注者の許可が出てから運転を行う。

(2) 国土交通省連絡先

木曾川下流河川事務所	管理課	24-5717	
	〃	桑名出張所	23-6013
桑名市上下水道部	下水道課	49-2016	
城南排水機場		22-7395	

揖斐川城南排水機場（国土交通省の排水機場）

- ・ 降雨時の運転操作は、有人操作。
- ・ 自動運転機能がないため、現場にて手動運転する。
- ・ 国土交通省立会いのもと点検有。

雨期（5月～10月）：月2回

乾期（11月～4月）：月1回

西別所ポンプ場

(1) ゲート操作

沈砂池流入ゲート	（8門）	全開
ポンプ井流入ゲート	（2門）	全開
バイパス逆圧ゲート	（1門）	全閉（自然排水時開）
放流ゲート	（1門）	全開

(2) ポンプ操作

ア 平常時

(ア) 西別所ポンプ場の主ポンプは運転せず、自然排水を行う。

イ 異常降雨時

(ア) バイパスゲート及び放流ゲートの位置を確認する。主ポンプにて台数制御または、バルブ制御により運転すること。

(イ) 上記操作により停止水位（WL+5.75m）に近づけること。

(ウ) 全機全開運転（バルブ100%）するも上限警報水位

（WL+7.0m）に達した場合は、発注者に連絡すること。

(エ) 自然排水が可能な場合には、上記水位によらないものとする。

(オ) 矢田用水ポンプ運転中は、同ポンプを停止すること。

ウ 雷雨時（無停電装置設備付は、この限りでない）

（ア）主ポンプ運転中でない場合

- a 雷発生を認めるときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認後、発電回路に切り換える。
- b ポンプの操作は、イ 異常降雨時と同様に行うこと。

（イ）主ポンプ運転中の場合

- a 雷発生を認めるときは、直ちに発電機を運転し、電圧の確立を確認すること。
- b 発電回路に切り替えできるよう速やかにポンプ井水位の低下をはかり、主ポンプを停止して直ちに発電回路に切り換える。

エ 中央操作不能の場合

中央操作不能の場合は、現場操作盤にて手動操作すると共に速やかに、発注者に連絡すること。

オ 放流ゲート

ポンプの運転を開始するときは、放流ゲートを全開すること。

カ 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「三重県北部」地域において、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場施設、機械器具等について、点検を行うこと。

巡回点検・保守点検要領

◆巡回点検要領

ポンプ場等の巡回による点検を行い、運転機器の状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見を行う。

巡回点検の内容は、各点検記録簿により各設備機器類の外観目視点検、操作及び動作確認、指示計器の確認、機器周辺の清掃等を実施すること。

巡回点検結果は、前項2に記載する内容について記録すること。なお、巡回点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。

巡回点検は、次に示す頻度を実施すること。

- ① 日常点検（各運転機器確認）・・・・・・ 週1回
（日常運転で支障を生じない主機及び補機の単体実負荷運転）
- ② 1ヶ月点検（ポンプ・発電機 試運転）・・・・・・ 月1回
（日常運転で支障を生じない発電機による主ポンプの実負荷運転）
- ③ 6ヶ月点検（Vベルト張り、グリス補充等、バッテリー点検）・・ 年2回
- ④ 12ヶ月点検（絶縁抵抗測定、計装機器ゼロスパン校正等）・・・・ 年1回
- ⑤ 粗目スクリーン前異物除去（大型ポンプ運転後）・・・・ 毎日
- ⑥ 市内スクリーン点検及び清掃・・・・ 適宜（雨天前後等）

◆保守点検要領 受注者は、ポンプ場等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。

- 2 設備点検の対象機器は、ポンプ場等施設の機能を維持するうえで必要な機器すべてとする。
- 3 設備点検の内容・頻度は、仕様書、特記仕様書に定めるものを除き、一定の点検要領及び規準を定めて実施すること。
- 4 受注者は、仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたること。
- 5 設備点検において、異常を発見した場合は、速やかに原因を調査し適切な措置を講ずること。
- 6 設備点検によりポンプ場等の施設運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに発注者に連絡すること。ただし、緊急を要する事態にあつては、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告を行うこと。

設備名称	日常点検	1～6ヶ月点検	年次点検	
汚 水 中 継 ポ ン プ 場 設 備	汚水ポンプ	異音・振動・発熱・電流値・圧力・吐出量の確認	振動・絶縁・Vベルト・カップリング・メカシー ルの確認	軸受潤滑油交換・廃棄油金属粉目 視確認
	流入ゲート	開閉点検・異物目視・しき掻揚げ		開閉点検
	沈砂池	水質目視	砂量確認・殺虫剤散布	砂量確認
	ポンプ井	スカム量の確認	殺虫剤散布	フリクト動作・水位計引上げ点検
	受電盤	指示状況・表示灯の確認	盤内(錆・ゆるみ)の確認	COS 確認・盤内の異物確認
	C/C 盤	表示・異音・発熱の確認	制御電源の確認	COS 確認・端子台の腐食確認
	計装盤	データ収集・電源装置の確認	0点スパンの確認	0点スパンの調整
	発電機盤	表示・異音・発熱の確認	盤内(錆・ゆるみ)の確認	COS 確認・端子台の腐食確認
	発電機	外観点検・自動実負荷運転	燃料の確認・現場単独運転の確認	計器類・噴射ポンプ吐出配管の確 認
	バッテリー	電圧・外観の確認	セル電圧・液量・比重の確認	触媒栓の確認
	床排水ポンプ	排水ピットの確認 外観点検	排水動作の確認・絶縁測定	排水動作の確認・絶縁測定
	脱臭装置	外観・異音の確認	Vベルト・配管ダクトの確認	絶縁測定
	照明・コンセン ト	外観・点灯の確認	点灯時間の確認(外灯)	絶縁測定
	施設・建物	建物・周辺の確認、清掃	薬剤の散布・除草	薬剤の散布・除草 大掃除
ガス測定		酸素濃度・硫化水素・一酸化炭素の測定		

	設備名称	日常点検	1～6ヶ月点検	年次点検
小 規 模 排 水 設 備	流入ゲート	開閉点検・異物目視・しき搔揚げ		開閉点検
	流入池・ポンプ井	水質目視 スクリーンかす・ゴミの除去	砂量確認・フリクト動作・水位計引上げ点検	砂量確認・フリクト動作・水位計引上げ点検
	受電盤	指示状況・表示灯の確認	盤内(錆・ゆるみ)の確認	COS 確認・盤内の異物確認
	C/C 盤	表示・異音・発熱の確認	制御電源の確認	COS 確認・端子台の腐食確認
	計装盤	データ収集・電源装置の確認	0点スパンの確認	0点スパンの調整
	発電機盤	表示・異音・発熱の確認	盤内(錆・ゆるみ)の確認	COS 確認・端子台の腐食確認
	発電機	外観点検・自動実負荷運転	燃料の確認・現場単独運転の確認	計器類・噴射ポンプ吐出配管の確認
	バッテリー	電圧・外観の確認	セル電圧・液量の確認	触媒栓・端子の確認
	直流電源盤	外観・指示状況・表示灯の確認	セル電圧・液量の確認	盤内(錆・ゆるみ)の確認
	UPS 電源装置	外観・指示状況・表示灯の確認	外観・電圧・異音・異臭の確認	清掃・端子・ケーブルの確認
	非常通報装置	指示状況・表示灯の確認	通報動作の確認	清掃・バッテリーの確認
	照明・コンセント	外観・点灯の確認	点灯時間の確認(外灯)	絶縁測定
	施設・建物	建物・周辺の確認、清掃	除草	大掃除

設備名称		日常点検	6ヶ月点検	年次点検
マン ホ ー ル ポ ン プ 設 備	汚水ポン プ	異音・振動・電流値・の確認	絶縁測定	絶縁測定・外観確認・羽根車の確 認
	ポンプ井	マンホール内部目視・フリクト動作確認・水位 計引上げ点検	マンホール内部目視・フリクト動作確認・水位 計引上げ点検	フリクト絶縁測定・水位計引上げ 点検
	制御盤	外観・指示状況・表示灯の確認	盤内(錆・ゆるみ)の確認	COS 確認・盤内の確認 清掃
	非常通報 装置	指示状況・表示灯の確認	通報動作の確認	清掃・バッテリー(メモリ、バックア ップ)の確認
	施設	周辺の確認、清掃	除草	大掃除
		発電機の運転及び点検		
		予備品の管理		

設備名称		日常点検	6ヶ月点検	年次点検
スクリーン	通報装置付きスクリーン	外観、破損の目視 しらの除去	盤内の状況(ほこり・ゴミ) 異音・異臭・発熱の確認 通報確認	盤内の状況(ほこり・ゴミ) 異音・異臭・発熱の確認 通報確認
	通報装置無しスクリーン	外観、破損の目視 しらの除去	外観、破損の目視 しらの除去	外観、破損の目視 しらの除去
ゲート	電動ゲート	外観、破損の目視 しらの除去	盤内の状況(ほこり・ゴミ) 異音・異臭・発熱の確認 絶縁測定 グリスアップ	盤内の状況(ほこり・ゴミ) 異音・異臭・発熱の確認 絶縁測定 グリスアップ
	手動ゲート	外観、破損の目視 しらの除去	グリスアップ	グリスアップ

設備名称		日常点検	1～6ヶ月点検	年次点検
排水ポンプ場設備	樋門ゲート	釣り人・子供・ゴミ・全開の確認	開閉動作状況・照明の確認	開閉動作時間・開度計の確認
	流入ゲート	ゴミ・全開の確認	開閉動作状況・照明の確認	開閉動作・開度計の確認 ケーシング内グリス状況確認
	地下燃料タンク	周辺・残油量の確認	中央/現場の指示値確認	指示値と残量の確認 タンク漏れ確認
	燃料小出槽	周辺・外観の確認 残油量の確認		指示値と残量の確認 タンク漏れ確認
	除塵機	ホッパーゴミ量の確認 ピット・周辺の清掃 停止位置の確認	非常停止ワイヤーの動作確認 電気ケーブルの点検 コンベア蛇行確認	リミット SW の状況点検・グリスアップ 駆動部の状況確認 サポートローラー、スクレパーの確認
	沈砂池	水質目視・浮遊物の確認	砂量確認	コンクリートの破損ひび割れ点検
	施設・建物	建物・周辺の確認、清掃	外灯(水銀灯)・監視カメラの確認	建物・周辺の確認、屋上の点検清掃
	高架水槽	外周点検	配管・梯子の確認	ドレン抜き 水位警報確認
	空気圧縮機	圧力計・冷却水量の確認	自動運転の確認 先発号器の切換え	冷却水・潤滑油の交換 Vベルトの張力検査
	空気槽	ドレン抜き・機器の切替え	安全弁の動作確認 予備タンクの切換え	
エアーコントロール BOX	圧力の確認	減圧弁の圧力確認 エアー漏れ点検	BOX 内の錆、ゆるみ点検	

設備名称		日常点検	1～6ヶ月点検	年次点検
排水ポンプ場設備	電動機	操作モードの確認 表示の確認 その他の異常確認	電流値・各計器の指示値の確認 損傷・変形・発錆の確認 動作状況の確認	端子・ケーブル破損・ゆるみの確認 異音・振動・発熱・吐出量の確認
	エンジン	機関外観点検 準備完了確認 異音・振動の確認 潤滑油量の確認 燃料・冷却水配管の漏れ点検 操作モード・表示の確認 その他の異常確認	各計器の指示値の確認 損傷・変形・発錆の確認 ハンドル・バルブ・コックの位置確認 冷却水流量の確認 始動時間の確認 排煙色の確認 動作状況の確認	分配弁の動作確認 分配弁の動作温度確認 ヒーター設備の動作確認 速度計のムラ点検 冷却水電磁弁のタイマー動作点検
	主ポンプ 吐出弁 配管 減速機	外観点検 異音・振動の確認 クラッチ位置の確認	圧力確認 弁動作確認 冷却水・流量の確認 軸封水量の確認	端子・ケーブル破損・ゆるみの確認

設備名称		日常点検	1～6ヶ月点検	年次点検
排水ポンプ場設備	冷却水ポンプ	動作確認 運転機器の切替え	電流値・各計器の指示値の確認	ウォーターハンマーの確認
			先発号器の切替え	
	揚水ポンプ		逆止弁の動作確認	タイマー停止動作確認(主ポンプ停止後)
	冷却水槽	水位	ボールタップの動作確認	堆積物の確認
	床排水ポンプ	排水ピットの確認 外観点検	排水動作の確認	絶縁抵抗確認
	電気設備	外観、破損の目視	各標識の確認	接地端子箱の確認
	計装設備	表示器具の確認	高圧電線の高さその他の物体との距離	保護継電器の確認
		異音・発熱・異臭の確認	異物の付着・破損の確認	変圧器・コンデンサーの確認
		操作モードの確認	PAS 投入紐の固定状態	線間電圧(高圧・低圧)の確認
		電圧・周波数・力率・電力量の計器確認	コントロールユニット内部の状態	高圧ケーブル・ガイシの状態確認
変圧器の音・温度の確認		照明設備の確認 点灯時間の調整	MCB 操作レバーの位置確認	
コントロール室の表示状態と異音		UPS 電源の出力確認	受電設備の給排気ファンの運転確認	
表示灯の確認(ランプテスト)		エアフィルター清掃	低圧、照明回路の絶縁抵抗測定	
中央操作室の表示状態の確認				
火災報知機の表示確認				

設備名称		日常点検	1～6ヶ月点検	年次点検
排水ポンプ場設備	発電機設備	外観、破損の目視 表示器具の確認 異音・異臭の確認 操作モードの確認 表示灯の確認(ランプテスト) 燃料・水・空気の漏れ確認 小出槽の残油量確認 コンプレッサー・冷却水の確認 始動準備完了の確認	ハンドル・バルブ・コックの位置、状態確認 機関外観・各配管確認 排煙の色確認(目視) 消音器の状態確認(屋上・地下) 実負荷運転	機関部品の取付確認 (シリンダーヘッド・ブロック・オイルパン 冷却水・オイル・燃料・給排気) タイミングギア部分とフライホイール側の回転音 機関冷却水の水量 自動運転の動作時間 自動始動盤内の状態確認
	直流電源盤設備	外観、破損の目視 表示器具の確認 異音・異臭・発熱の確認 操作モードの確認 表示灯の確認(ランプテスト) 整流器の入出力の電圧確認 バッテリーの電圧・電流確認	盤内の状況(ほこり・ゴミ) 異音・異臭・発熱の確認 エアフィルター清掃	バッテリー端子のゆるみ 端子・ケーブル破損・ゆるみの確認 盤内清掃 発熱確認 停電負荷電流の確認

別記 3

運転管理業務以外の業務の要領書

別記 3-1 消防設備点検業務要領書

1. 目的

各施設に設置された消防設備について、消防法(以下「法」という)第 17 条の 3 の 3 に基づき、定期点検を実施する。

2. 概要

この仕様書は、発注者と受注者との間で、各施設の消防設備について専門技術者により実施する点検業務の内容を定めるものである。

3. 業務内容

- (1) 法 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、対象消防設備を専門技術者により、前期に「機器点検(1 回)」、後期に「機器点検及び総合点検(1 回)」を実施する。
- (2) 点検の結果、設備保守上、不備と認められる事項については、発注者、受注者の両者が協議のうえ処置する。
- (3) 契約期間内に対象消防設備の異常が発生した場合は、現場に消防設備士を派遣し、発注者に対し状況を報告するとともに緊急処理を行う。

4. 業務実施方法

- (1) 消防設備の点検は、消防庁告示に従って内容を定めるものとし、規定の報告書を作成し、関係機関へ提出する。
- (2) 点検日時は、発注者、受注者が両者の協議の上決定し、実施する。
- (3) 総合点検を行う際には、各施設を点検し、火災予防の問題点の有無を報告する。

5. 特記事項

- (1) 本要領書に記載無き事項が発生した場合は、発注者、受注者の両者が協議のうえ決定する。

(注) 住吉ポンプ場において令和 6 年度末に点検設備数が増加するため、令和 7 年度から増加した設備数で点検を行うこと。

6. 履行場所及び点検種別

履行場所	点検種別				
	消火器具	粉末 消火設備	自動火災 報知設備	誘導灯及 び 誘導標識	防排煙制 御設備
香取ポンプ場	○		○	○	
下深谷ポンプ場	○		○	○	○
下深谷第2ポンプ場	○		○		
城之堀ポンプ場	○		○		
甚内ポンプ場	○		○	○	○
福島ポンプ場	○	○	○	○	○
住吉ポンプ場	○	○	○	○	○
江場ポンプ場	○		○	○	
城南ポンプ場	○				
西別所ポンプ場	○	○	○	○	○
中継ポンプ場管理センター	○				
大山田第一中継ポンプ場	○				
大山田第二中継ポンプ場	○				
大山田第三中継ポンプ場	○				
大山田第四中継ポンプ場	○				
大山田第五中継ポンプ場	○				
蓮花寺第二汚水中継ポンプ場	○				
第三農住ポンプ場	○				
寿農住ポンプ場	○				
蓮花寺農住ポンプ場	○				
立花公園雨水ポンプ	○				

7. 対象消防設備

(火災報知設備)

機器名	単位	香取 ポン プ場	下深 谷 ポン プ場	下深 谷 第2 ポン プ場	城之 堀 ポン プ場	甚内 ポン プ場	福島 ポン プ場	住吉 ポン プ場	江場 ポン プ場	西別 所 ポン プ場
受信機 P 型 1 級	台	1	1	—	—	1	1	1	1	1
受信機 P 型 2 級	台			1	1					
副受信機	台	—	—	—	—	—	—	—	1	—
差動式分布型 感知器	個	4	—	—	—	5	—	7	6	—
スポット型 感知器(差動式)	個	—	6	11	10	16	6	9	20	4
スポット型 感知器(定温式)	個	6	2	2	4	28	2	2	4	2
煙感知器 (イオン化式)	個	—	6	—	—	—	12	—	—	13
煙感知器(光電式)	個	7	12	—	13	10	25	9	29	13
発信機 P1・P2 級	個	2	4	2	3	5	5	5	8	4
電鈴	個	2	4	2	3	6	6	5	8	4
誘導灯	個	4	4	3	3	20	6	3	15	8
防火ダンパー	個		6				6	5 11※1		6
自動起動装置	個		7				11	2		6
手動開閉装置	個							1		
常用電源・交流電源	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※1 令和6年度末から増加予定

消火器数（１）

	床面積(m2)	延べ床面積 (m2)	10 型	50 型	100 型
香取 P	316	416.5	6	1	—
下深谷 P	285	635	8	—	2
下深谷第 2 P	77	116	5	—	—
城之堀 P	162	216	13	—	—
甚内 P	633	1376	11	2	—
福島 P	364.4	924	13	—	—
住吉 P	600	1400	11	—	—
西別所 P	420	910	8	—	—
江場ポンプ場	767	1830	21	1	—

消火器数（２）

ポンプ場名	10 型	ポンプ場名	10 型
城南ポンプ場	11	蓮花寺第 2P	1
大山田第一中継 P	1	寿農住 P	2
大山田第二中継 P	1	蓮花寺農住 P	1
大山田第三中継 P	2	第三農住 P	1
大山田第四中継 P	2	立花公園 P	1
大山田第五中継 P	2	中継ポンプ場管理センター	3

粉末消火器数

ポンプ場名	外形	消化剤量	加圧用ガス	箇所
福島ポンプ場	45kg 薬剤タンク	第 3 種粉末 45kg	13.40×2 本	1 箇所
住吉ポンプ場	45kg 薬剤タンク	第 3 種粉末 45kg	13.40×2 本	1 箇所
	33kg 薬剤タンク	第 3 種粉末 33kg	10×2 本	5 箇所※2
西別所ポンプ場	45kg 薬剤タンク	第 3 種粉末 45kg	13.40×2 本	1 箇所

※2 令和 6 年度末から増加予定

別記 3-2 クレーン保守点検業務要領書

1. 目的

労働安全衛生法(以下「法」という)第 41 条 1 項・2 項に基づく点検及び第 45 条 1 項・2 項に基づく性能検査受検業務(以下「業務」という)を行い、天井クレーン設備の機能保全を図るものとする。

2. 点検内容

(1) 業務

法第 41 条 1 項・2 項に基づき検査業務に際しては、法第 45 条 1 項・2 項にて検査申請、事前点検のほかクレーン運転に係る有資格技術員の派遣等一切の業務をするものとする。

(2) 年点検

安全規則第 34 条に基づく点検を行うものとする。

(3) 月点検

クレーン等安全規則(以下「安全規則」という)第 35 条に基づく点検を行うものとする。

3. 設備内容

天井クレーン設備の主要機能は別表によるものとする。

4. 提出書類

点検実施後は、各点検報告書を 2 部提出するものとする。

5. 点検に要する材料等

本点検に要する材料(性能点検のウェイト含)は受注者の負担とする。

但し、点検の結果、設備の機能保全のため不備と認められる事項については、別途見積書により修理、交換、補充等必要な処置を行うものとする。

点検に際しては、事故を起こさぬよう十分に配慮をし、かつ、ポンプ場の他の設備等に損傷を与えないよう行うものとする。

(別表)天井クレーン設備種類

天井クレーン 主要機能	香取 ポンプ場	下深谷 ポンプ場	福島 ポンプ場	住吉 ポンプ場	江場 ポンプ場 (西)	江場 ポンプ場 (東)	西別所 ポンプ場
定格荷重	20.0t	7.5t	10.0 t	20.0 t	25.0 t	10.0 t	10.0 t
揚程	6.64m	12.0 m	18.0 m	13.66m	11.0 m	12.0 m	13.5rn
巻上	15 kw	6.3kW	9.0kW	17.0 kw	13.0 kw	9.6kW	8.5kW
横行	2.2kW	手動	手動	手動	手動	2.0 kw	手動
走行	1.5kW×2	手動	手動	手動	手動	3.7kW	手動
電源	3φ AC220 V 60 Hz	3φ AC220 V 60 Hz	3φ AC220 V 60 Hz	3φ AC220 V 60 Hz	3φ AC220 V 60 Hz	3φ AC220 V 60 Hz	3φ AC220 V 60 Hz

点検年表

	令和6年		令和7年		令和8年		令和9年		令和10年	
	年次	性能	年次	性能	年次	性能	年次	性能	年次	性能
香取P	○		○	○	○		○	○	○	
下深谷P	○	○	○		○	○	○		○	○
福島P	○		○	○	○		○	○	○	
住吉P	○	○	○		○	○	○		○	○
江場P (東)	○	○	○		○	○	○		○	○
江場P (西)	○		○	○	○		○	○	○	
西別所P	○	○	○		○	○	○		○	○

別記 3-3 植栽管理業務要領書

1. 目的

各ポンプ場等施設における植栽の除草、剪定等を行い、美観および景観を保つ。

2. 除草工

- (1)除草回数は年2回とするが、必要に応じて手直しをすること。
- (2)区域内の雑草は総て除去すること。
- (3)樹木等に損傷を与えないように作業を行うものとする。
- (4)作業により出来た穴、又は、くぼみ等は理め戻しを行い整地すること。
- (5)樹木等の根本は、人力除草を行うこと。

3. 剪定工

- (1)樹木の緑化機能(修景、環境保全等)を高め、成長を助成するために行うことを目的とする。
- (2)樹木等に損傷を与えないように作業を行うものとする。

4. 集草・剪定枝葉処分

受注者の責任で適正に処分を行うこと。

5. 薬剤防除工

- (1)薬剤は、最適 lượng を使用するものであるが、薬害等を十分考慮すること。
- (2)薬害は絶無を期するものとする。
- (3)散布回数と樹木薬剤防除工は年1回とするが、必要に応じて散布等手直しをすること。
- (4)本作業は、病虫害の駆除を図ることを目的とする。
- (5)平成19年1月31日の18消安第11607号 環水大土発第070131001号で出された「住宅地等における農薬使用について」を守ること
- (6)万一、人畜等に損害を与えた場合は、受託者の責によって賠償するものとする。

6. 施肥工

- (1)樹木の緑化機能(修景、環境保全等)を高め、成長を助成するために行うことを目的とする。
- (2)肥料は、最適 lượng を使用すること。

7. その他

安全管理計画に基づき、事故の無い安全作業に努めること。

樹木管理委託樹木一覧表

◎第一汚水中継ポンプ場

- ☆カイヅカイブキ(中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満) 23 本
- ☆サツキ(中木球形樹高 1.0m 未満) 9 本
- ☆除草 55 m²

◎ 第二中継ポンプ場

- ☆カイヅカイブキ(中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満) 39 本
- ☆サツキ(中木球形樹高 1.0m 未満) 15 本
- ☆除草 83 m²

◎ 第三中継ポンプ場

- ☆カイヅカイブキ (中木樹高 1.0m 以上 2.0m 未満) 33 本
- ☆サツキ(中木球形樹高 1.0m 未満) 12 本
- ☆除草 55 m²

◎ 第四中継ポンプ場

- ☆カイヅカイブキ (中木樹高 1.0m 以上 2.0m 未満) 33 本
- ☆サツキ(中木球形樹高 1.0m 未満)44 本
- ☆除草 74 m²

◎ 蓮花寺第一中継ポンプ場

- ☆カイヅカイブキ (中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満) 23 本
- ☆タマツゲ(中木球形樹高 1.0m 未満)2 本
- ☆除草 100 m²

◎中継ポンプ場管理センター

- ☆除草 580 m²

◎福島ポンプ場

- ☆クスノキ(高木幹周 60cm 未満)2 本
- ☆スダジイ(高木幹周 60cm 未満)2 本
- ☆イロハモミジ(高木幹周 60cm 未満)3 本
- ☆カイヅカイブキ (中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満) 40 本
- ☆キンモクセイ (中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満)5 本
- ☆サザンカ(中木円筒形樹高 1.0m 未満)20 本
- ☆ツゲ(中木球形樹高 1.0m 未満)4 本

☆ドウダンツツジ(中木球形樹高 1.0m 未満)30 本
☆除草 110 m²

◎住吉ポンプ場

☆カイヅカイブキ(中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満)45 本
☆サツキ(寄植低木株物)174 m³
☆除草 174 m²

◎城之堀ポンプ場

☆カイヅカイブキ (中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満) 16 本
☆サザンカ(中木樹高 1.0m 以上 2.0m 未満)4 本
☆マサキ(中木樹高 1.0m 以上 2.0m 未満)1 本
☆サツキ(中木樹高 60cm 以上 1.0m 未満)10 本
☆ツゲ(中木樹高 60cm 以上 1.0m 未満)10 本
☆除草 1,284 m²

◎下深谷ポンプ場

☆除草 340 m²

◎西別所ポンプ場

☆除草 560 m²

◎江場ポンプ場

☆クスノキ、モミジ等(高木幹周 60cm 未満)22 本
☆カイヅカイブキ (中木樹高 2.0m 以上 3.0m 未満) 52 本
☆ツバキ、サツキ、ツゲ等(中木樹高 60cm 以上 1.0m 未満)10 本
☆除草 1,284 m²

別記 3-4 土壌脱臭設備保守管理業務要領書

1. 目的

本業務は大山田汚水中継ポンプ場の土壌脱臭設備の維持管理を目的とする。

2. 設置場所

大山田第一汚水中継ポンプ場

大山田第二汚水中継ポンプ場

大山田第三汚水中継ポンプ場

3. 業務内容

(1) 定期点検 年 6 回

(2) 点検項目

<脱臭ファン>

セイコー化工機製 FTB-202BG 脱臭能力：6m³/min

- ・脱臭ファンの作動状況
- ・脱臭ファンのオイル補充
- ・脱臭ファンの V ベルト
- ・ダクトの点検

<土壌脱臭設備>

第一中継ポンプ場 4.0m×7.0m

第二中継ポンプ場 1.8m×12m+2.8m×4.0m

第三中継ポンプ場 2.7m×10.7m

(3) 測定項目

- ・土壌の PH 測定
- ・風量計による風量の測定および調整
- ・U 字マンオメーターによる通気抵抗の測定

(4) 土壌の耕耘（3年に1度）

- ・大山田第一中継ポンプ場 : R7、R10
- ・大山田第二中継ポンプ場 : R6、R9
- ・大山田第三中継ポンプ場 : R8、

土壌の耕耘時には PH 調整、および通気抵抗値の改善を目的に土壌改良材を混合攪拌し、整形すること

- ・ショートパス等の補修(外観検査)
- ・散水作業(夏場)
- ・除草作業
- ・湿潤状態

別記 3-5 地下重油貯蔵タンク漏洩点検業務要領書

1. 目的

消防法第 14 条 3 の 2 の規定に基づく点検業務を行うとともに、安全かつ適切な状況を維持するため清掃業務を行うものとする。

2. 施設名及び内容

◎香取ポンプ場

第 4 類 第 3 石油類 重油 4,000ℓ

許可年月日・番号 : 平成 21 年 9 月 11 日・第 035 号

完成検査年月日・番号 : 平成 22 年 1 月 6 日・第 067 号

◎下深谷ポンプ場

第 4 類 第 3 石油類 重油 10,000ℓ

許可年月日・番号 : 昭和 61 年 11 月 21 日・第 439 号

完成検査年月日・番号 : 昭和 63 年 3 月 24 日・第 105 号

◎城之堀ポンプ場

第 4 類 第 3 石油類 重油 8,000ℓ

許可年月日・番号 : 昭和 55 年 2 月 27 日・第 35 号

完成検査年月日・番号 : 昭和 55 年 5 月 24 日・第 96 号

◎甚内ポンプ場

第 4 類 第 3 石油類 重油 14,000ℓ

許可年月日・番号 : 平成 19 年 11 月 28 日・第 098 号

完成検査年月日・番号 : 平成 20 年 2 月 20 日・第 130 号

◎福島ポンプ場

第 4 類 第 3 石油類 重油 20,000ℓ

許可年月日・番号 : 昭和 55 年 4 月 10 日・第 57 号

完成検査年月日・番号 : 昭和 55 年 5 月 24 日・第 95 号

◎住吉ポンプ場

第 4 類 第 3 石油類 重油 19,000ℓ

許可年月日・番号 : 昭和 61 年 11 月 21 日・第 439 号

完成検査年月日・番号 : 昭和 63 年 3 月 24 日・第 105 号

◎江場ポンプ場

第4類 第3石油類 重油 8,000ℓ

許可年月日・番号 : 平成3年1月22日・第29号

完成検査年月日・番号 : 平成4年3月26日・第122号

◎城南ポンプ場

第4類 第3石油類 重油 15,000ℓ

許可年月日・番号 : 平成11年7月19日・第125号

完成検査年月日・番号 : 平成18年1月18日・第355号

◎西別所ポンプ場

第4類 第3石油類 重油 20,000ℓ

許可年月日・番号 : 昭和57年2月24日・第40号

完成検査年月日・番号 : 昭和58年3月14日・第31号

点検年表

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
香取P	○	○	○	○	○
下深谷P	○	○	○	○	○
城之堀P	○	○	○	○	○
甚内P	○	○	○	○	○
福島P	○	○	○	○	○
住吉P	○	○	○	○	○
江場P(西)	○	○	○	○	○
西別所P	○	○	○	○	○
城南P	○	○	○	○	○

別記 3-6 スカム除去業務要領書

1. 目的

各汚水ポンプ場に堆積しているスカム・沈砂を除去するものである。

2. 対象施設

大山田第一中継ポンプ場 沈砂：約 2.0 m³、スカム：約 10.4 m³

大山田第二中継ポンプ場 沈砂：約 2.0 m³、スカム：約 10.4 m³

大山田第三中継ポンプ場 沈砂：約 2.0 m³、スカム：約 10.4 m³

大山田第四中継ポンプ場 沈砂：約 0.9 m³、スカム：約 16.2 m³

大山田第五中継ポンプ場 沈砂：約 0.6 m³、スカム：約 8.0 m³

蓮花寺第二中継ポンプ場 沈砂：約 0.1 m³、スカム：約 2.0 m³

旧桑名市内のマンホールポンプ 25 箇所の内 10 か所を選定（点検時に特に汚れているところ）してスカムの除去を行う。

1 箇所当たりスカム約 0.3 m³

3. スカム・沈砂除去回数

年 1 回

別記 3-7 オイル交換作業要領書

1. 目的

ポンプ場等(21 施設)にあるエンジンのオイル交換作業を行うものとする。

2. 対象施設及びオイル容量

雨水ポンプ施設

ポンプ場	機器名	容量	クーラント	フィルタ	R6	R7	R8	R9	R10
香取 P	2 号機	100L	42L	4	○		○		○
	発電機	29L	12L	1		○		○	
下深谷 P	1 号機	155L			○		○		○
	3 号機	120L				○		○	
	発電機	85L			○		○		○
下深谷第 2P	発電機	26L	22L	1		○		○	
城之堀 P	3 号機	285L			○		○		○
	発電機	38L	21L	1		○		○	
甚内 P	2 号機	40L	16L	2		○		○	
	3 号機	105L		2		○		○	
	4 号機	105L		2		○		○	
	発電機	120L				○		○	
福島 P	3 号機	260L			○		○		○
	4 号機	260L			○		○		○
	発電機	240L			○		○		○
住吉 P※	2 号機	285L			○		○		○
	3 号機	285L				○		○	
	4 号機	300L				○		○	
	発電機	360L					○		
江場東 P	1 号機	170L				○		○	
	3 号機	105L		2		○		○	
	4 号機	160L		2	○		○		○
江場西 P	1 号機	212L				○		○	
	2 号機	212L			○		○		○
	発電機	100L		2	○		○		○
城南 P	1 号機	185L			○	○	○	○	○
	2 号機	185L			○	○	○	○	○

	発電機	120L	38L	2		○		○	
西別所 P	3号機	170L			○		○		○
	4号機	170L				○		○	
	発電機	122L			○		○		○
第三農住 P	発電機	10.5L	3L	1		○		○	
寿農住 P	発電機	10.5L	2L	1		○		○	
蓮花寺農住 P	発電機	16.5L	4L	1		○		○	
立花公園 P	発電機	9L	2L	1		○		○	

汚水施設

中継 P 管理センター	発電機	9L	2L	1			○		
第一中継 P	発電機	10L	4L	1	○			○	
第二中継 P	発電機	9L	4.3L	1			○		
第三中継 P	発電機	6L	5L	1			○		
第四中継 P	発電機	18L	9L	1			○		
第五中継 P	発電機	18L	8L	1	○			○	
蓮花寺第二 P	発電機	3L	1L	1		○			○

(注)廃オイルの処分及びエレメント交換及びクーラント等のオイル交換に当然必要なことを含む

現在使用オイル：C ハイメリット CE15W-40

甚内ポンプ場の 3、4 号及び江場東ポンプ場の 3、4 号は CF40 を使用

別記 3-8 ごみ分別運搬業務要領書

1. 目的

ポンプ場等(27 施設)の集塵場等にあるゴミの分別作業及び桑名広域清掃事業組合へ運搬作業を行うものとする。

2. 対象施設

雨水ポンプ施設

香取ポンプ場
下深谷ポンプ場
城之堀ポンプ場
甚内ポンプ場
福島ポンプ場
住吉ポンプ場
江場ポンプ場
西別所ポンプ場
城南ポンプ場
国交省城南排水機場

スクリーン施設

福島新町スクリーン
福江町スクリーン
小野山スクリーン
伊賀町スクリーン
中央町スクリーン
江場ポンプ場北スクリーン
江場ポンプ場南スクリーン
深谷野球場西スクリーン
深谷野球場東スクリーン
西別所スクリーン
西桑名幹線スクリーン 4ヶ所
三ツ矢橋スクリーン
上野スクリーン
上野第2スクリーン
養泉寺前スクリーン

3. 積込処分方法

可燃ごみと資源ごみ等に分別を行い、処理施設へ運搬するものとする。また、搬入時には

受け入れに支障が出ないように受注者の責任により適正に施行するものとする。

緊急時(大雨時・台風時等)や一度に大量のごみが発生した時は、ポンプ場の運転に支障が出ないように行わなければならない。また、ホッパなどより落下させ、又は溢れ出たゴミの収集積込作業は本業務範囲内とする。ただし、ゴミ分別と運搬業務に関する費用に関しては、別途単価契約を行う。

4. 報告書の提出

(1) ゴミ分別運搬業務報告書 1部

(2) 業務写真 1部

ゴミの積載完了時に、積載状況が確認できるよう写真の撮影を行うこと。

(3) 処分先の計量伝票(廃棄物処理手数料領収書)

(4) 国交省城南排水機場の処分は別途報告書としてあげること。

5. その他

運搬業務を行う際は、一般廃棄物の運搬に関する届け出を行っている業者にて行うこと。

運転管理要求水準書

目 次

運転管理要求水準

- (1) 運転操作・監視・巡回に関する業務要求水準
- (2) 設備の保守点検に関する業務要求水準
- (3) 施設管理に関する業務要求水準
- (4) 環境対策に関する業務要求水準
- (5) 修繕に関する業務要求水準
- (6) 物品等の調達・管理に関する業務要求水準

運転管理要求水準

(1) 運転操作・監視・巡回に関する業務要求水準

- ア 施設の性能等を十分理解し、大雨・停電等に対して、浸水被害が発生することが無いよう適切に運転操作、監視・巡回を実施するとともに、必要に応じて現場出動による対応を行う。
- イ 施設の性能等を十分理解し、ポンプ場等の効率的な運転操作、監視・巡回を実施すること。
- ウ 上記の業務において異常・不良を発見した場合、速やかに発注者に報告するとともに、適切な処置を講ずること。また、対象施設以外の下水道施設等で浸水等の異常を発見した場合も発注者に速やかに報告を行うこと。
- エ 上記、業務内容が説明できるデータの収集・整理

(2) 設備の保守点検に関する業務要求水準

- ア 各設備機器等が有している機能を正常に発揮し、かつ各設備機器の耐用を増すための日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理の実施計画を作成すること。
- イ 各設備機器が有している機能を正常に発揮するよう日常点検、定期点検、臨時点検を通し、機能の確認、整備、簡易な故障修理等を行うこと。
- ウ 点検等で異常・不良あるいは毀損等を発見した場合、速やかに発注者に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- エ 上記、実施内容が説明できるデータの収集・整理

(3) 施設管理に関する業務要求水準

- ア 縦覧資料に示す施設管理に関する業務内容を年間計画に基づいて、適切に執行し、業務仕様と同等以上のレベルを確保すること。
- イ 各年度に指定する交換部品等は、性能低下とならないように実施すること。
- ウ 業務の点検結果等で異常が確認された場合は、速やかに発注者に報告するとともに、修繕その他適正な処置を講ずること。
- エ 上記、実施内容が説明できるデータの収集・整理

(4) 環境対策に関する業務要求水準

- ア 悪臭、騒音の発生その他環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法、機能確認等を適切に行うほか、発生源又は敷地境界等では、五感又は機器により測定を適宜実施し、良好な環境を保全すること。
- イ 測定結果等に異常が確認された場合は、発注者に報告するとともに測定頻度を増すなど監視の強化を行うほか、効果的な改善策を実施すること。
- ウ 上記、実施内容が説明できるデータの収集・整理

(5) 修繕に関する業務要求水準

- ア 当該施設ならび設備の機能が正常に発揮・維持できるよう、適切に修繕を実施すること。
- イ 修繕に使用する部品等は、性能低下とならないように実施すること。
- ウ 故障、不良、破損などが設備・機器などに生じた場合は適宜補修などを実施し、その機能の回復を図ること。
- エ 委託終了時における施設の現状回復のための補修を含むものとする。
- オ 修繕実施後の履歴を整理し、発注者に報告すること。
- カ 実施内容が説明できるデータの収集・整理

(6) 物品等の調達・管理に関する業務要求水準

- ア 適正な品質及び規格の物品等を調達し、施設機器の運転、耐用年数等に影響を与えないようにすること。
- イ 常に在庫数量等を把握して適宜適切に調達し、在庫不足、品質低下等による施設運転等への支障を与えないようにすること。
- ウ 物品管理者及び薬品類の管理者を選任し、保管、取扱等には十分注意して適正な管理を行うこと。
- エ 計量証明書、品質証明書等の書類(写し)を、発注者に提出すること。
- オ 業務の履行開始日に支給する燃料、工業薬品、電気機械消耗品類、分析用薬品、分析器具等の貸与品については、その種類、規格、数量等を借用書に記載し、委託者に提出すること。
- カ 契約終了にあたっては、業務の履行開始日に支給された貸与品は、支給時の規格のものを、支給時の在庫量に復すること。
- キ 物品等の調達・管理が説明できるデータの収集・整理